

森林経営管理制度・森林環境譲与税

市町の取組事例集 2025



三重県

本事例集は、市町の皆様が森林経営管理制度及び森林環境譲与税に関する業務の参考にしていただくことなどを目的に、令和元年度から令和6年度に市町において実施された取組を取りまとめたものです。

目 次

I 森林経営管理制度及び森林環境譲与税の概要と実績

1 森林経営管理制度の概要	2
2 森林環境税及び森林環境譲与税の概要	3
3 森林経営管理制度の実績	4
4 市町における森林環境譲与税の活用実績	4
5 令和6年度森林環境譲与税額と算定基礎	5

II 市町の取組事例

1 森林経営管理制度の取組

(1) 実施体制

・地域林政アドバイザーとの準委任契約(鈴鹿市)	8
・会計年度任用職員の雇用ー地域林政アドバイザーの活用ー(津市)	9
・伊賀市未来の山づくり協議会(伊賀市)	10
・森林経営管理制度の連絡調整会議(亀山市)	11

(2) 意向調査

・意向調査の推進ー概ね5年間で完了ー(津市)	12
・意向調査における森林経営管理制度のチラシとQ&A(津市)	13

(3) 境界明確化

・いなべ市における境界明確化(いなべ市)＜P＞	14
・境界明確化業務の効率化(津市)	15
・航空レーザ測量データを活用した地番素図の作成(松阪市)＜P＞	16
・航空レーザ測量データを活用した地番素図の作成(度会町)＜P＞	17
・「GNSS対応測量ポール」を利用した測量作業の効率化(度会町)	18
・伊賀市森林境界明確化事業補助金ー地域からの境界明確化ー(伊賀市)	19

(4) 配分計画

・経営管理実施権配分計画の作成(津市)	20
---------------------	----

(5) 森林整備

・森林経営管理制度と三者協定による森林整備(松阪市)	21
・J-クレジット制度ー未来につなぐ森林管理プロジェクトー(松阪市)	22

(6) 計画作成

・菰野町森林経営管理制度基本方針の作成(菰野町)＜P＞	23
・森林経営管理制度推進計画(15年間計画)の作成(松阪市)	24
・度会町森林経営管理制度基本方針の作成(度会町)	25
・森林経営管理制度基本方針(中間案)の作成(御浜町、紀宝町)＜P＞	26

2 森林環境譲与税を活用した取組

(1) 森林整備関連

- ・津市小規模森林整備促進事業(津市) 27
- ・大紀町林業機能強化対策事業(大紀町) 28
- ・伊賀市森林作業道整備事業補助金(伊賀市) 29

(2) 人材育成・確保

- ・大紀町緑の担い手事業(大紀町) 30
- ・林業担い手確保等支援事業補助金ー林業のインターンシップ(就業体験)ー(紀北町) 31

(3) 木材利用の促進

- ・木造住宅建築促進事業補助金(松阪市) 32
- ・多気町間伐材利用推進事業ー木質バイオマス有効活用対策ー(多気町) 33
- ・伊賀市テナント・店舗等木質化モデル創出事業補助金(伊賀市) 34
- ・原木取扱機能向上事業補助金ーグラップルクレーンの補助ー(熊野市) 35

(4) 普及啓発

- ・新宮紀宝道路開通記念イベントー熊野材(地域材)の普及ー(紀宝町) 36

(5) 使途公表とPR

- ・森林環境譲与税の使途公表とPR(四日市市) 37
- ・森林環境譲与税の使途公表とPR(津市) 38
- ・森林環境譲与税の使途公表とPR(度会町) 39
- ・森林環境譲与税の使途公表とPR(伊賀市) 40
- ・森林環境譲与税の使途公表とPR(尾鷲市) 41

III 参考

- 1 森林経営管理法の一部改正について 44
- 2 三重県の市町支援の取組 44
- 3 三重県の森林環境譲与税を活用した取組 46
- 4 森林環境譲与税とみえ森と緑の県民税について 48
- 5 森林経営管理制度及び森林環境譲与税の課題に応じた
市町の取組一覧(索引) 49

<P>はプロジェクトとして実施した取組

プロジェクトとは、市町における森林経営管理制度や森林環境譲与税等の
個別的な課題について、専門家、県職員、市町職員、アドバイザー(みえ森
林経営管理支援センター)が連携して解決方法を検討する取組

I 森林経営管理制度及び 森林環境譲与税の概要と実績

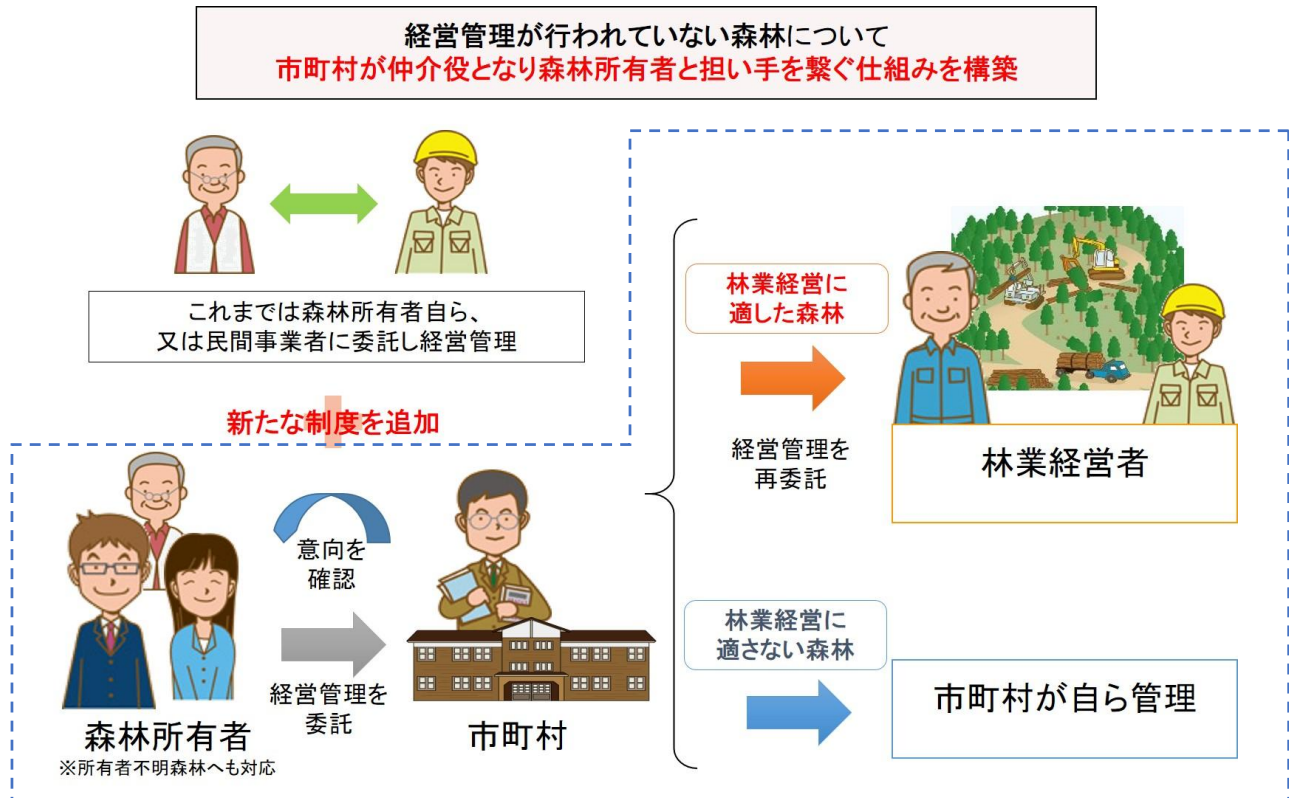
- 1 森林経営管理制度の概要
- 2 森林環境税及び森林環境譲与税の概要
- 3 森林経営管理制度の実績
- 4 市町における森林環境譲与税の活用実績
- 5 令和6年度森林環境譲与税額と算定基礎

I 森林経営管理制度及び森林環境譲与税の概要と実績

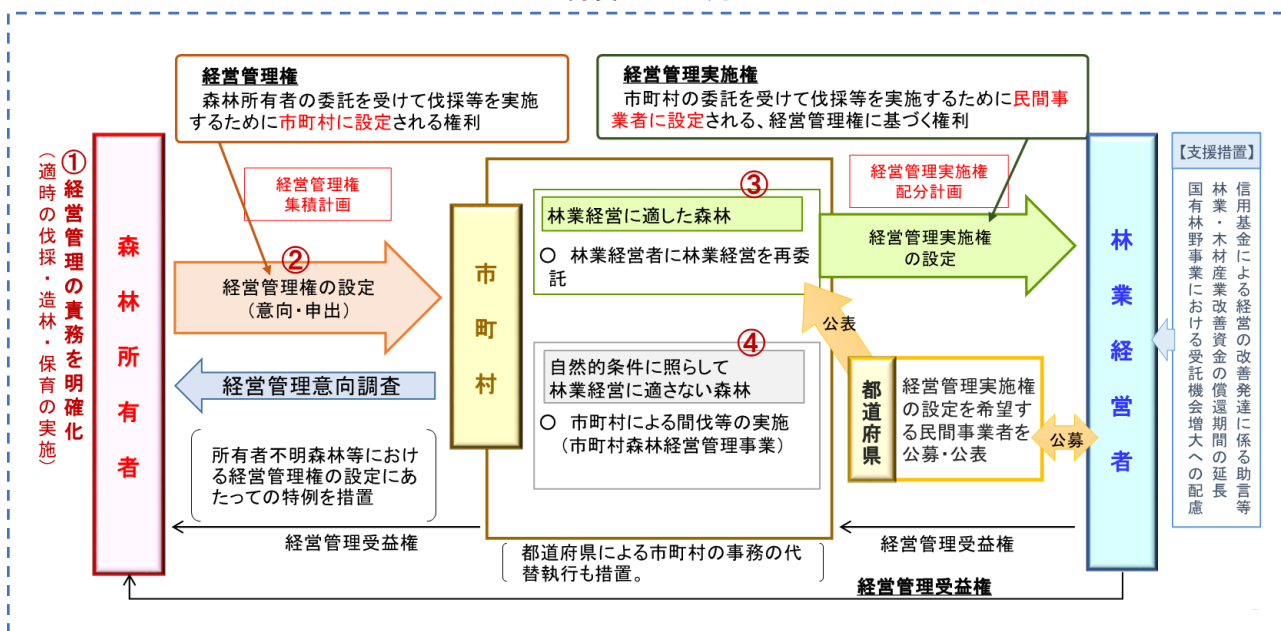
1 森林経営管理制度の概要

森林経営管理制度は、手入れの行き届いていない森林について、市町村が森林所有者から経営管理の委託（経営管理権の設定）を受け、林業経営に適した森林は地域の林業経営者に再委託（経営管理実施権の設定）するとともに、林業経営に適さない森林は市町村が公的に管理（市町村森林経営管理事業）をする制度です。

○制度の仕組み



○制度の主な流れ

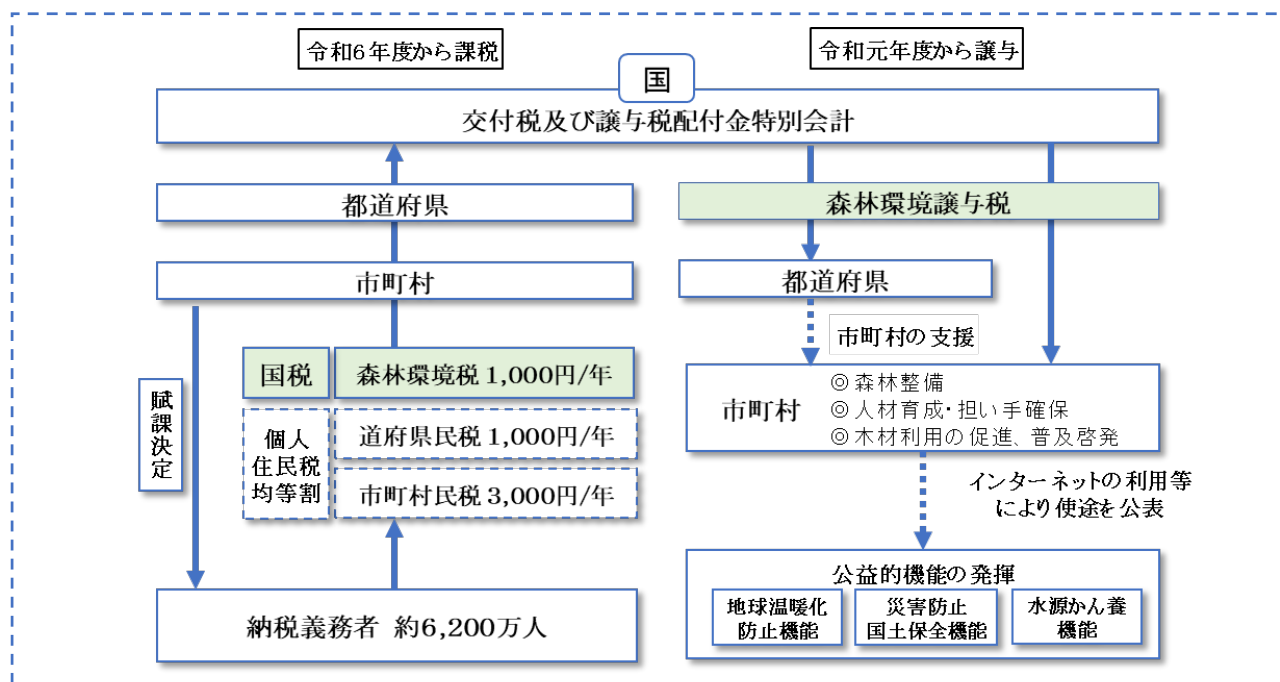


※出典：林野庁ウェブサイト (<https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/keieikanri/sinrinkeieikanriseido.html>)

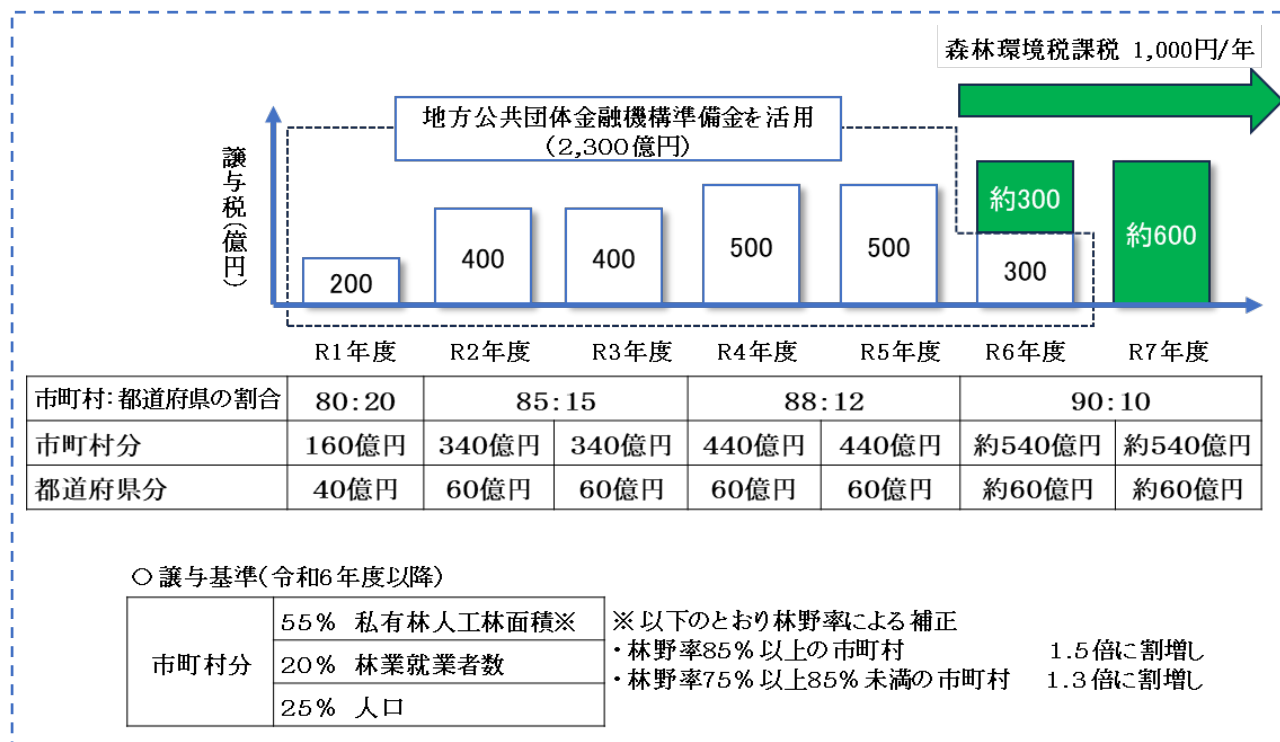
2 森林環境税及び森林環境譲与税の概要

パリ協定の枠組みの下におけるわが国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税及び森林環境譲与税が創設されました。

○森林環境税及び森林環境譲与税の仕組み



○森林環境譲与税の譲与額と譲与基準



※出典: 林野庁ウェブサイト (https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/kankyousei/kankyousei_jouyousei.html)

3 森林経営管理制度の実績(令和元年度～令和6年度)

市町名	私有林 人工林面積 ha	意向調査 ha	集積計画 ha	市町村 森林経営 管理事業 ha	配分計画 ha
四日市市	1,012				
桑名市	1,145	28.16			
鈴鹿市	1,245	365.33	8.23	8.23	
亀山市	7,905	1,068.83	245.47	130.94	
いなべ市	3,786	127.81	14.83	13.92	
木曽岬町	-	-	-	-	-
東員町	127				
菰野町	1,210		8.79	8.79	
朝日町	16				
川越町	-	-	-	-	-
津市	30,551	37,970.64	631.07	319.27	10.29
松阪市	29,359	4,336.52	318.90	292.05	
多気町	2,329	329.74	27.97	24.17	
明和町	242				
大台町	14,753	1,291.07	217.75	224.43	
伊勢市	5,792	948.37	12.74		
鳥羽市	1,737	34.38			
志摩市	1,540	27.19			
玉城町	1,130	14.16			
南伊勢町	6,117	194.09	14.20		
度会町	5,999	147.16			
大紀町	10,327	197.08	51.73	45.54	
伊賀市	17,536	2,514.19			
名張市	4,129	4,046.24	13.19	12.46	
尾鷲市	6,562	352.47	73.19	64.15	
紀北町	9,654	369.44			
熊野市	21,183	1,217.63			
御浜町	3,879	488.77			
紀宝町	4,540	119.62			
計	193,805	56,188.89	1,638.06	1,143.95	10.29

※みえ森林経営管理支援センター調査

4 市町における森林環境譲与税の活用実績(令和元年度～令和6年度)

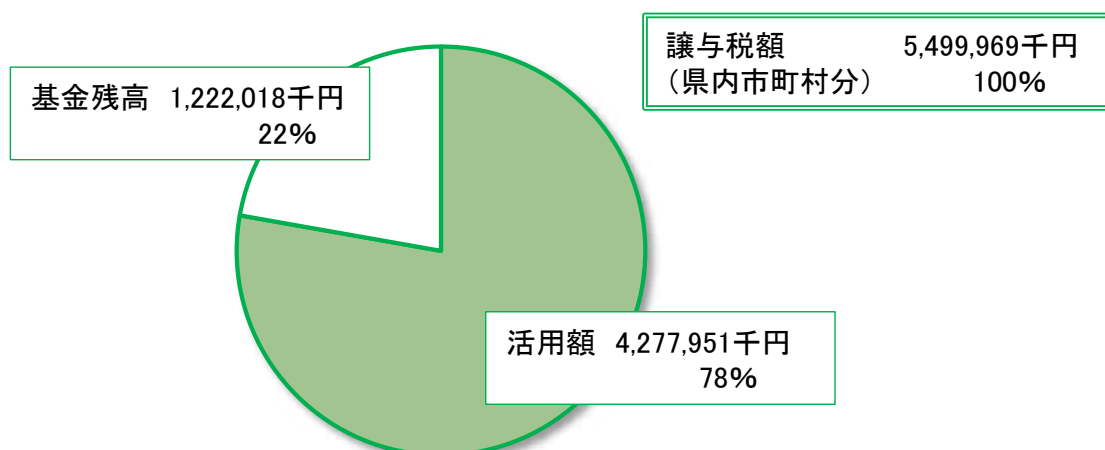


図 市町における森林環境譲与税の活用実績
(令和元年度～令和6年度)

5 令和6年度森林環境譲与税額と算定基礎

市町名	令和6年度 譲与税額 千円	譲与基準の算定基礎					
		私有林人 工林面積 (A) ※1 ha	林野率 %	補正率 (B)	私有林人 工林面積 (補正後) (A×B) ha	林業 就業者数 ※2 人	人口 ※3 人
四日市市	40,222	1,012	13.7	1.00	1,012	8	305,424
桑名市	21,734	1,145	21.8	1.00	1,145	6	138,613
鈴鹿市	30,250	1,245	18.5	1.00	1,245	15	195,670
亀山市	50,485	7,905	62.7	1.00	7,905	53	49,835
いなべ市	24,614	3,786	57.9	1.00	3,786	15	44,973
木曽岬町	675	—	—	—	—	0	6,023
東員町	3,640	127	7.8	1.00	127	1	25,784
菰野町	14,562	1,210	50.0	1.00	1,210	25	40,559
朝日町	1,305	16	10.5	1.00	16	0	11,021
川越町	1,695	—	—	—	—	0	15,123
津市	187,781	30,551	58.4	1.00	30,551	116	274,537
松阪市	178,114	29,359	68.5	1.00	29,359	162	159,145
多気町	13,383	2,329	57.4	1.00	2,329	8	14,021
明和町	3,589	242	7.8	1.00	242	0	22,445
大台町	117,293	14,753	92.4	1.50	22,130	98	8,668
伊勢市	44,275	5,792	52.6	1.00	5,792	26	122,765
鳥羽市	9,664	1,737	69.9	1.00	1,737	0	17,525
志摩市	13,478	1,540	50.9	1.00	1,540	8	46,057
玉城町	6,695	1,130	30.8	1.00	1,130	0	15,041
南伊勢町	45,066	6,117	85.2	1.50	9,176	17	10,989
度会町	45,307	5,999	84.5	1.30	7,799	53	7,847
大紀町	79,027	10,327	90.3	1.50	15,491	51	7,815
伊賀市	97,912	17,536	60.8	1.00	17,536	55	88,766
名張市	28,169	4,129	52.7	1.00	4,129	7	76,387
尾鷲市	50,660	6,562	91.1	1.50	9,843	28	16,252
紀北町	83,496	9,654	87.8	1.50	14,481	95	14,604
熊野市	158,071	21,183	87.9	1.50	31,775	83	15,965
御浜町	18,098	3,879	64.6	1.00	3,879	0	8,079
紀宝町	30,293	4,540	76.3	1.30	5,902	16	10,321
計	1,399,553	193,805			231,267	946	1,770,254

※1 私有林人工林面積:2020年農林業センサス 農山村地域調査市区町村調査
私有林人工林面積の補正率は、以下のとおり

・林野率85%以上の市町村 1.5倍に割増し

・林野率75%以上85%未満の市町村 1.3倍に割増し

※2 林業就業者数:令和2年国勢調査 従業地・通学地による人口・就業状態等集計(総務省統計局)

※3 人口:令和2年国勢調査 人口等基本集計(総務省統計局)

Ⅱ 市町の実施事例

1 森林経営管理制度の実施

- (1) 実施体制
- (2) 意向調査
- (3) 境界明確化
- (4) 配分計画
- (5) 森林整備
- (6) 計画作成

2 森林環境譲与税を活用した実施事例

- (1) 森林整備関連
- (2) 人材育成・確保
- (3) 木材利用の促進
- (4) 普及啓発
- (5) 使途公表とPR



区分 ▶ 実施体制

実施年度 ▶ 令和6年度

地域林政アドバイザーとの準委任契約



■取組概要

鈴鹿市は、みえ林政人材バンクに登録した地域林政アドバイザーと森林経営管理制度関連業務を準委任方式で契約しています。

■課題と対策

・森林・林業分野の専門職員がおらず、森林経営管理制度関連業務について職員の事務負担が多いことが課題となっており、地域林政アドバイザーに本業務を委託しています。

■取組内容

・森林・林業分野に精通した地域林政アドバイザー1名と準委任契約を締結し、森林経営管理制度等の取組計画の作成、意向調査説明会への同行、その他事務作業を実施しています。
・勤務は週2日間(8時30分～16時30分)、勤務場所は鈴鹿市農林水産課としています。

■取組スキーム

主な準委任契約の内容

- ・森林経営管理制度の計画案の作成
- ・意向調査、境界明確化、森林整備の仕様書、積算書、集積計画等素案の作成
- ・意向調査説明会等への同行・助言、立会への同行・助言
- ・鈴鹿市森林整備計画等各種計画の精査・助言
- ・その他森林・林業分野の行政に関する業務

■工夫のポイント

- ・地域林政アドバイザーと森林経営管理制度関連業務を準委任方式で契約して、次のような成果が得られています。
 - ① 令和6年度の取組計画の作成と具体的な取組の実施
 - ② 森林経営管理制度の取組計画案の作成(令和6年度～令和19年度)
- ・地域林政アドバイザーが週2日間、鈴鹿市役所に勤務することにより、いつでも森林・林業分野のことを相談できる環境をつくり、職員の専門知識の向上につなげています。

■準委任契約について

- ・準委任契約は民法第656条に基づく契約で、事務作業や調査、コンサルティングなどを他者に委託する契約形態です。
- ・請負契約の目的は結果重視の「成果物の完成」ですが、準委任契約の目的はプロセス重視の「業務の遂行」になります。



意向調査説明会(令和6年10月)

業務委託契約書(準委任契約のひな形)

△△(以下「甲」という。)×株式会社(以下「乙」という。)×とは、〇〇の業務について、以下のとおり契約を締結した。

第1条(委託業務)

甲は、乙に対し、次に掲げる業務(以下「委託業務」という。)を委託し、乙はこれを受託する。
(1) ……
(2) ……
(3) ……

第2条(有効期間)

本契約の有効期間は、〇年〇月〇日から〇年〇月〇日までの1年間とする。ただし、期間満了の30日前までに、甲又は乙から解約の申し出がない限り、本契約と同一の条件でさらに1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

第3条(委託料)

1 委託業務の対価(委託料)は、月額〇〇円(別途消費税及び地方消費税)とする。
2 甲は、乙に対し、毎月末日までに当月分の委託料を下記口座に振り込む方法により支払う。振込手数料は甲の負担とする。
銀行名
支店名
口座種類
口座番号
口座名義

第4条(費用)

甲は、乙に対し、別途定めるところに従い、乙が委託業務の処理のために支出した旅費交通費、書類複写費等の費用を支払わなければならない。

第5条(善管注意義務)

乙は、委託業務の本旨に従い、善良な管理者の注意をもって委託業務を処理する。

準委任契約書の例(一部抜粋)



区分 ▶ 実施体制

実施年度 ▶ 令和元年度～令和6年度

会計年度任用職員の雇用 —地域林政アドバイザーの活用—



■取組概要

津市は、森林経営管理制度関連分野の経験やスキルがある人材として、三重県職員OB(林業技師)、民間企業出身者、法務局職員OBの3名を会計年度任用職員として雇用しています。

■課題と対策

- ・私有林人工林が広範囲にわたり、正規職員4名だけでは事務負担が大きいことから、専門知識を持つ会計年度任用職員3名を雇用して事務負担の軽減につなげています。

■取組内容

- ・森林経営管理制度関連分野の経験やスキルのある人材を会計年度任用職員として雇用し、森林経営管理制度に基づく計画の作成や森林所有者の探索などの業務を効率的に実施しています。

■工夫のポイント

- ・津市は経験やスキルがある会計年度任用職員3名を雇用して、森林経営管理制度の取組を進めています。
- ・この会計年度任用職員のうち2名は、森林・林業分野の専門知識の向上のために、地域林政アドバイザー講座を受講して、「みえ林政人材バンク」に登録しています。

区分	採用年月	業務内容	備考
三重県職員OB(林業技師)	平成31年4月	森林・林業分野の行政関連業務に習熟しているために、森林経営管理事業の計画、職員への業務の割り振り、業務のとりまとめ、進捗管理を担当	地域林政アドバイザー みえ林政人材バンク
民間企業出身者	令和5年4月	事務業務に習熟しているために、意向調査票の集計・管理、集積計画案の作成等を担当	地域林政アドバイザー みえ林政人材バンク
法務局職員OB	令和3年1月	登記関連業務に習熟しているために、不明な森林所有者の探索を担当	



会計年度任用職員の打合せ状況

表 不明森林所有者の探索結果

地区	探索(件)	判明(件)	不明(件)
芸濃	241	111	130
美杉	1,693	1,216	477
一志	487	451	36
白山(南部)	1,092	565	527
白山(北部)	1,379	472	907
久居	364	124	240
美里	161	63	98
津	130	52	78
河芸	45	20	25
安濃	101	40	61
合計	5,693	3,114	2,579
割合	100.0%	54.7%	45.3%

区分 ▶ 実施体制

実施年度 ▶ 令和元年度～令和6年度



伊賀市未来の山づくり協議会



■取組概要

伊賀市未来の山づくり協議会は、住民団体、林業関係事業者、行政等多様な関係者が参画して、森林経営管理制度基本方針となる「伊賀市森林環境整備基本計画」を作成しています。

■課題と対策

- 伊賀市では、森林所有者の経営意欲の低下や所有者不明森林の増加、境界未確定森林の存在や担い手の不足等の課題があり、森林整備、人材育成、担い手の確保、木材利用の促進、普及啓発の取組を進めることが必要となります。
- このため、住民団体、林業関係事業者、行政等が参画する協議会を組織して、森林経営管理制度基本方針の内容を具備した「伊賀市森林環境整備基本計画」を作成しています。
- 伊賀市森林環境整備基本計画では、伊賀市における未整備の人工林とそれと一帯的に整備すべき森林を対象として、特に未整備の条件不利地における森林経営管理制度を推進するため、森林整備の方針や手法を定めています。
- また、協議会は森林環境譲与税を活用した森林作業道整備や木材利用の事業提案を行っています。

■取組内容

- 協議会は、令和7年6月時点で31団体の会員で構成され、環境整備部会、木材利活用部会、人材育成部会、魅力創造部会の4つの部会において活動を行っています。
- 令和6年度当初予算額 4,500千円(全額森林環境譲与税)

■取組スキーム

- 伊賀市森林環境整備基本計画では、森林整備について、人工林率、所有規模、施業履歴、土砂災害警戒区域等により点数付けをして地区ごとに順位付けを行っています。

■工夫のポイント

- 協議会は、林業関係事業者と行政に加え、住民団体も参画して、会員が一緒になって森林経営管理制度基本方針となる「伊賀市森林環境整備基本計画」を作成しました。
- 住民が山の恵みを実感できるよう、ハード面、ソフト面から仕組みを検討しており、具体的には、柘植地域でミツマタの植栽、布引地域で木工教室、きのこ菌打ち体験、山菜の植え付けなどを実施しています。

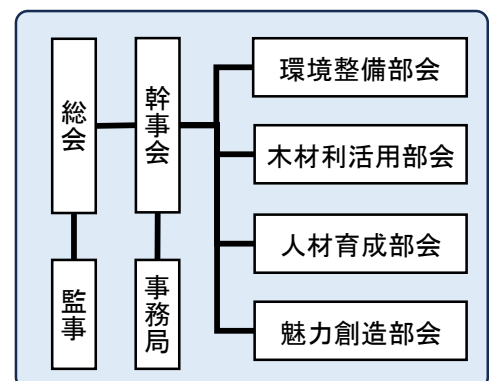


図 伊賀市未来の山づくり協議会組織図



令和7年度協議会総会(令和7年6月)



柘植地域で植栽したミツマタの状況



区分 ▶ 実施体制

実施年度 ▶ 令和元年度～令和6年度

森林経営管理制度の連絡調整会議

■取組概要

亀山市は、市、県、林業事業体、支援センターが参加する連絡調整会議を開催して、森林経営管理制度の取組について情報共有を行っています。

■課題と対策

・森林経営管理制度の取組を円滑に進めるためには、関係者間の情報共有が必要であることから、毎年4月に亀山市、三重県、林業事業体、支援センターが参加して連絡調整会議を開催して、森林経営管理制度の当年度計画等の情報共有を行っています。

■取組内容：亀山市における連絡調整会議

区分	内容
開催時期	毎年4月
開催場所	亀山市役所
参加者	亀山市、三重県、林業事業体、支援センター
開催内容	・亀山市森林経営管理制度基本方針に基づく長期的な取組計画 ・当年度の森林経営管理制度の取組計画 ・地番素図作成、意向調査、境界明確化、集積計画、森林整備 ・森林環境譲与税活用計画 ・意見交換

■工夫のポイント

- ・当年度取組のポイント、時期、場所、面積等の取組計画の情報を毎年4月に三重県、林業事業体、支援センターと情報を共有しています。
- ・参加者の経験やノウハウに基づく意見交換によって、当年度以降の事業をスムーズに実施することができています。

■亀山市における連絡調整会議の実績

- ・令和元年度～令和6年度
具体的進め方、取組状況の検討などを進め、今後15年間の取組計画と、今後5年間の森林経営管理制度基本方針を策定しました。
- ・令和7年度
当年度の取組計画に加え、最新の森林経営管理制度基本方針による長期の取組計画を共有しました。



亀山市の連絡調整会議(令和7年4月)



意向調査説明会(令和5年10月)



区分 ▶ 意向調査

実施年度 ▶ 令和元年度～令和5年度

意向調査の推進一概ね5年間で完了ー



■取組概要

津市は市内の全ての私有林約38,000haを対象に意向調査を概ね5年間で完了しました。今後は意向調査済の森林に対し、順次境界明確化、集積計画の作成、森林整備を進めていきます。

■課題と対策

- ・森林経営管理制度開始時に開催した説明会において、早期の森林整備を求める要望が多かったため、意向調査を効率的に進める必要がありました。

■取組内容

- ・市内の全ての私有林を対象に、旧市町村単位に区分し、順次、意向調査を実施して、約38,000haの調査を概ね5年間で完了しました。

■取組スキーム

区分	内容
事前準備	・集計作業の平準化のため、旧市町村単位に10区分し、意向調査票に森林経営管理制度のチラシ、Q&Aを同封して、複数回に分けて段階的に郵送 ・対象森林は私有林、地目が「山林」、「保安林」を対象
説明会、相談会の開催	・地区別に説明会、相談会を実施 ・意向調査票に説明会、相談会の案内文書を同封して周知 ・意向調査票には、返信用封筒も同封しているが、説明会の席上でも意向調査票を回収
森林所有者の探索、再送付	・意向調査票送付の結果、宛先不在の場合は会計年度任用職員が住民票、戸籍をもとに探索 ・宛先が判明した森林所有者には意向調査票を再送付 ・回答がなかった森林所有者にはハガキで回答を督促

■工夫のポイント

- ・事前準備
集計作業の平準化のため、旧市町村単位に10区分して意向調査票を複数回に分けて段階的に郵送
- ・説明会、相談会の開催
① 地区別説明会、相談会を実施
② 説明会でも意向調査票を回収
- ・森林所有者の探索、再送付
宛先不在の場合は住民票、戸籍をもとに森林所有者を探索

■意向調査結果

区分	人数	備考
意向調査送付数	27,695 名	
回答者数	16,151 名	
委託希望	10,813 名	※1
自己管理	4,906 名	※1
検討中等	731 名	※1
回答なし	8,581 名	
その他	2,963 名	※2

※1 同一人が筆によって「委託希望」、「自己管理」を複数希望する場合があるので回答者数と内訳計は一致しない

※2 その他は「宛先不明」、「探索中」、「探索判明・発送準備中」の計



相談会の状況



説明会の状況



区分 ▶ 意向調査

実施年度 ▶ 令和元年度～令和5年度

意向調査における森林経営管理制度のチラシとQ&A



■取組概要

津市は意向調査の実施にあたって、わかりやすい森林経営管理制度のチラシとQ&A(質疑応答)を作成し、意向調査票とともに送付しました。

■課題と対策

- ・「詳しく森林経営管理制度を知りたい」という森林所有者のために、意向調査時に意向調査票とともに制度のチラシとQ&Aを同封して、意向調査を効率的に進めました。
- ・制度への理解を深めていただくため、地区ごとに説明会、相談会を開催し、調査票に案内を同封することで周知を行い、説明会においてより詳しい制度の説明や個別相談を行いました。

■取組内容

- ・意向調査票に森林経営管理制度のチラシ、Q&A、説明会・相談会の案内文書、返信用封筒等を同封しました。

■工夫のポイント

- ・森林・林業になじみのない森林所有者に配慮し、できる限り専門用語を使わないようにして、森林経営管理制度のチラシを作成しました。
- ・説明会において同じような質問を多く受けたので、それをQ&Aとしてまとめました。



意向調査票に同封する文書等

《資料1》

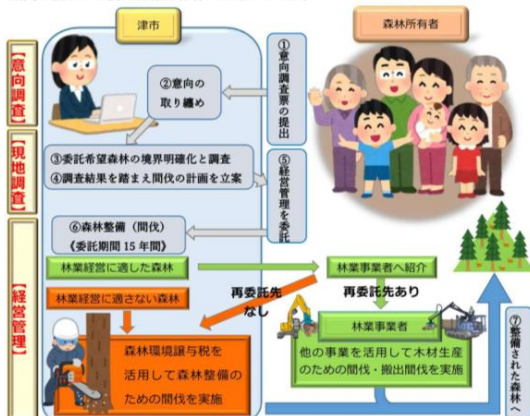
新たな森林経営管理制度について

～経営管理が困難な森林について津市に委託する制度ができました～
森林経営管理制度は、所有者による経営管理が困難な森林の管理を市町村に委託することで、森林整備(スギ・ヒノキの間伐)を進める制度です。これにより、荒廃の進んだ森林をよみがえらせ、土砂災害防止や水源涵養等、森林が果たす公益的機能を発揮させることを目的としています。

なお、この制度の事業にかかる経費には、森林環境税^{※1}が活用されます。

津市における森林経営管理事業の流れ

所有者が津市に管理委託を希望されるかどうかの意向調査を実施します。その後、委託希望森林について現地調査を順次行います。調査の範囲については津市が毎年度選定します。調査の結果、事業対象と判断された森林について、津市と所有者が協議のうえ、委託内容を決定します。15年の委託期間の中で森林整備(間伐)を行い、委託期間が満了した後に森林所有者へお返しします。



※1.森林環境税 温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保することを目的として森林環境税が創設されました。森林経営管理制度では令和6年から徴収される森林環境税(年額1,000円)を財源とした森林環境税と税を活用して事業を行います。

なお、税の徴収が始まるまでは、公庫債権金利変動準備金を活用して実施します。

森林経営管理制度のチラシとQ&A

《資料2》

森林経営管理制度 Q&A

Q1. 所有林の経営管理を津市に委託した場合のメリットと注意点は?

A1. 《メリット》委託を希望された森林の現地調査(境界明確化)を行うことで、今まで不明確だった森林の所在や境界が明確となる可能性があります。また、境界が明確となり津市が委託を受けた森林は、保全を目的として間伐を行います。森林環境税と税が活用されるため、所有者の費用負担はありません。
《注意点》現地調査(境界明確化)を行っても境界が明確とならない場合があります。また、委託期間中に森林を相続したり譲渡したりする場合、相続人や譲渡先に委託内容を引き継いでいただく必要があります。

Q2. 登記上の所有者はすでに亡くなっているが、誰が意向調査に回答すればよいのか?

A2. 意向調査には、現在の所有者(相続人または相続人代表者)の方がご回答ください。

Q3. 共有林の他の共有者にも意向調査票を送付しているのか?

A3. 共有林の場合は、代表者にのみ意向調査票を送付しています。代表者が共有者全員のご意向を確認していただいた上でご回答ください。

Q4. 現地調査(境界明確化)とはどのようなことを行うのか?

A4. 公図・登記情報・森林基本図や過去の測量図面等を参考に森林の所在・境界の調査を行います。また、同時進行で所有者との立会を行い境界を確定させます。更に、スギ・ヒノキの植林の有無や間伐の要不要等について現地調査を行います。これらの調査の結果、事業の対象と判断された森林については、杭の設置と測量、図面作成を行います。作成した図面は所有者へお渡しします。

Q5. 所有林の場所や状況を知らないが委託はできるのか?

A5. 委託を希望することはできますので、意向調査票で委託希望の意向を示していただく必要があります。その後、津市が現地調査を行ったうえで委託事業の対象となる森林が否か判断します。

Q6. 現地調査(境界明確化)や間伐はいつ行うのか?

A6. 年間に行う調査・間伐の数量には限度があることから、調査の時期は決まっています。事業が始まる前に必ず津市または津市から委託を受けた事業者からご連絡いたします。なお、間伐については、調査が完了し、津市と経営管理委託の協定を締結してから15年間の間に実施します。

Q7. 所有林を津市に売買、寄付等することはできるのか?

A7. できません。津市が所有者から森林の譲渡を受けたり、所有者に森林の譲渡先を紹介したりすることはありません。

プロジェクト

いなべ市

区分 ▶ 境界明確化

実施年度 ▶ 令和6年度

いなべ市における境界明確化

■取組概要

いなべ市は令和6年度のプロジェクトを通じて、針広混交林における境界明確化の手法を確立しました。

■課題と対策

- 針広混交林が多く、境界明確化に取り組んだ経験がなかったため、効率的な境界明確化の手法を確立する必要性がありました。

■取組内容

- 針広混交林の森林について、専門家(林業事業体、森林組合)、県職員、市職員によるチームを結成し、現地踏査の結果を踏まえて、境界明確化の手法を確立するためのプロジェクトを実施しました。

区分	内容
①境界確認作業	- 立会希望者を優先して、地番ごとに同意エリアの境界について境界明示テープを巻いて明示します - 境界明確化の際に杭があればそれを優先します - 杭がなければ林地台帳地図を使用し、ずれについて現地を見ながら補正します
②測量作業	測量は樹脂製の平杭を設置し、測点付近にはピンク色の境界明示テープで施業範囲を明らかにします
③針広混交林の取扱い	原則、針広混交林は施業の対象区域として取り扱い、現地測量で森林整備の除地を決定します

■工夫のポイント

- 意向調査結果に基づいて地番素図で事前検討し、専門家による現地踏査を行って針広混交林等の森林状況を把握しました。
- 針広混交林について、専門家の経験やノウハウを共有して①境界確認作業、②測量作業、③針広混交林における境界明確化の手法を確立しました。



針広混交林の状況

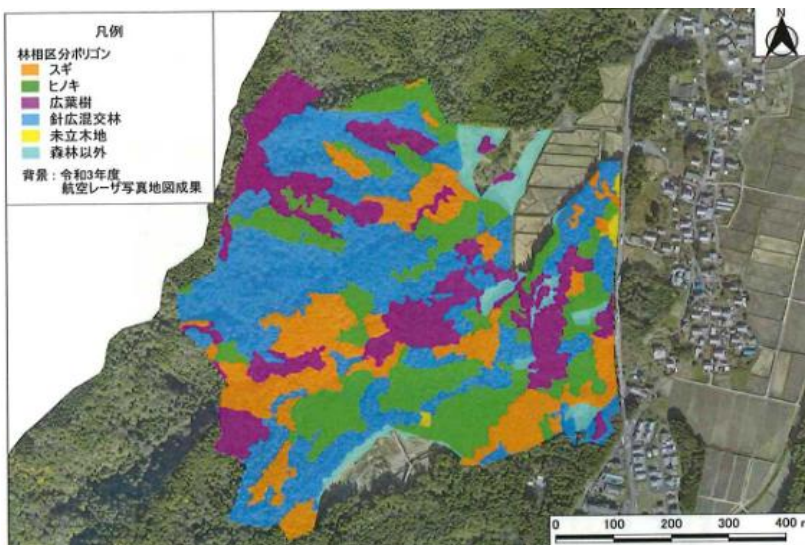


図 航空レーザ測量結果による針広混交林の状況



専門家による現地踏査



区分 ▶ 境界明確化

実施年度 ▶ 令和元年度～

境界明確化業務の効率化

■取組概要

津市は境界明確化業務を外部委託しており、受託した林業事業体には効率的に境界明確化を進めるためのスキルが求められます。

■課題と対策

- 森林所有者の不在村化や高齢化、世代交代により所有者や境界が不明確な森林が増加しており、効率的に境界明確化を進めるためには、境界明確化業務を受託する林業事業体には以下のようなスキルが必要となります。

- ① 机上における資料に基づく高い精度の境界案の作成
- ② 立会における委任者または地元精通者の活用

■取組内容

- 津市から境界明確化業務を受託した林業事業体は以下のよう手順により業務を実施しています。

区分	内容
机上における資料に基づく境界案の作成	- 公図の張り合わせ、公図とリンクする森林計画図、空中写真、林相区分図等を用意します - GIS上で机上の境界線(筆界線)を地形図に合わせて作ることで現地での境界のイメージがわかりやすくなります
立会における委任者または地元精通者の活用	- 現地がわかる方には立会を依頼するが、わからない方の場合には委任をもらって境界確認を行います - 地域に山林の精通者がいる場合はその方に聞き取り又は立会を依頼することにより境界案の精度が向上します

■工夫のポイント

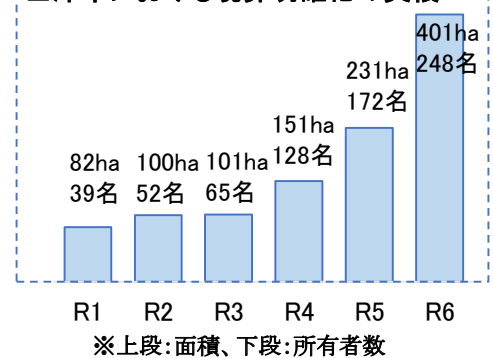
・新旧技術の組み合わせ

従来どおりに公図と地形図を参考に現地を歩いて境界を探すことを主にしながらも、航空レーザ測量データを活用して作成される微地形表現図、林相区分図を利用して事前に図上で境界案を作成することで現地確認を円滑に進めています。

・人材の育成

境界明確化業務を受託する林業事業体では境界明確化のノウハウを取りまとめた資料を作成し、教育に活用するとともに2人1組をつくり最低1年間は一緒に行動することでスキルを継承しています。

■津市における境界明確化の実績



GISと紙資料の併用による精度向上



現地での境界確認の状況

プロジェクト

松阪市

区分 ▶ 境界明確化

実施年度 ▶ 令和6年度

航空レーザ測量データを活用した地番素図の作成

■取組概要

松阪市は、航空レーザ測量データを活用した比較的精度の高い地番素図の作成について、令和6年度にプロジェクトを実施し検討を行いました。その結果、境界明確化において効率化のメリットがあることがわかりました。

■課題と対策

- ・市内の森林では地籍調査が進んでおらず、境界明確化に時間が掛かっているため、意向調査に境界明確化が追いつかない状況が生じていました。
- ・このため、意向調査に基づく森林所有者の要望に沿って、迅速に森林整備を進めるには、航空レーザ測量データを活用した地番素図の作成により、境界明確化業務を効率化する必要がありました。

■取組内容

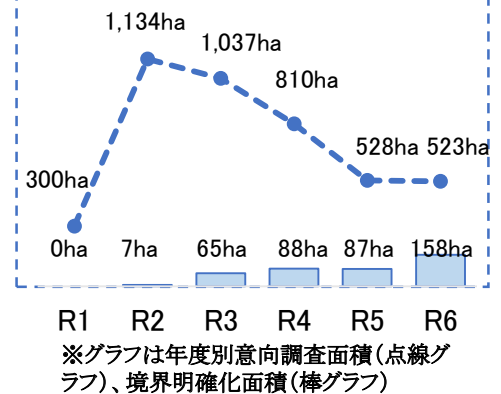
- ・市では境界明確化業務を林業事業体に外部委託していますが、航空レーザ測量データを活用した比較的精度の高い地番素図を作成し、境界明確化業務に利用することにより、現地立会や境界確認の省略等作業の省力化が期待できました。
 - ・地番素図の精度が高くなれば、林業事業体の担当者の経験年数やスキルに依存することが少なくなるため、林業事業体における効率的な作業班の編成が可能となることもわかりました。
 - ・検討の結果、境界明確化業務において、地番素図作成のメリットは大きいと判断されましたが、一方で費用対効果が不透明であることから、引き続き令和7年度に松阪市飯高町及び松阪市嬉野合ヶ野町の2地区をモデル森林として地番素図を作成し、その費用対効果について検討することになりました。
- ① 松阪市飯高町・・・森林管理が行われている林業地域
② 松阪市嬉野合ヶ野町・・・林業地域以外の地域



■工夫のポイント

- ・航空レーザ測量データを活用した比較的精度の高い地番素図を作成することで、境界明確化業務の効率化が期待されます。
- ・令和7年度は条件の異なる2地区のモデル森林を選定して費用対効果を検討します。

■松阪市における意向調査、境界明確化の実績



プロジェクトの状況

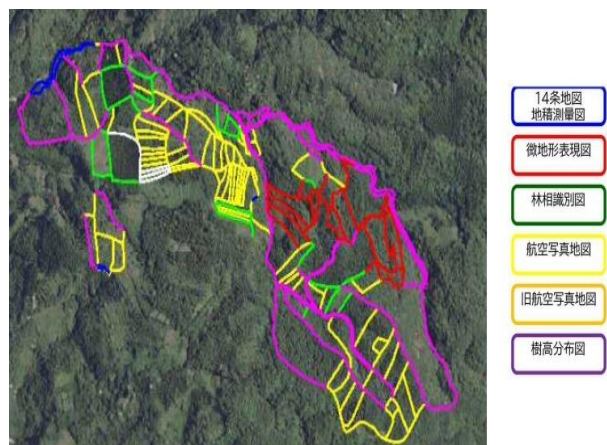


図 地番素図の例

プロジェクト

度会町

区分 ▶ 境界明確化

実施年度 ▶ 令和6年度

航空レーザ測量データを活用した地番素図の作成



■取組概要

度会町は、令和6年度のプロジェクトを通じて航空レーザ測量データを活用した比較的精度の高い地番素図を作成しました。地番素図作成業務と境界明確化業務については、一体的な業務として委託を行いました。

■課題と対策

- 森林所有者の不在村化や高齢化、世代交代により、所有者や境界が不明確な森林が増加しており、森林境界の把握が年々困難になっています。このため、境界明確化業務の効率化が求められており、その対応として航空レーザ測量データを活用した地番素図を作成しました。

■取組内容

- 航空レーザ測量結果により微地形表現図、林相区分図や公図等を活用して、比較的精度の高い地番素図を作成しました。
- 作成した地番素図により、現地で立会を行わなくても、説明会において同意書を取得することが可能になりました。
- 度会町の地番素図作成業務と境界明確化業務については、作業のやり取りが多いため一体の委託業務とし、境界明確化業務を元請業務、地番素図作成業務を下請業務に位置付けて業務委託を行いました。

■工夫のポイント

- 航空レーザ測量データを活用することで、現地に行かなくても地形や状況がある程度、把握できるようになりました。その結果、境界明確化の説明会では、高齢の方や森林の場所がわからない方から「ありがたい」との声をいただきました。
- 効率的な境界明確化を実施するため、作業のやり取りの多さを踏まえ、境界明確化業務を元請業務、地番素図作成業務を下請業務に位置付けて一体的に業務委託を行いました。

■地番素図作成業務と境界明確化業務の委託方法

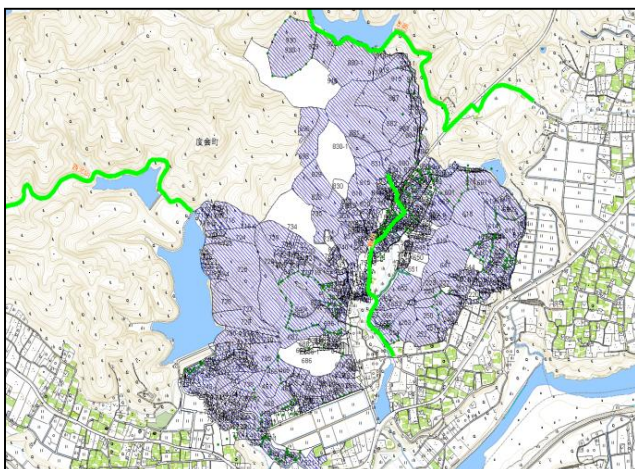
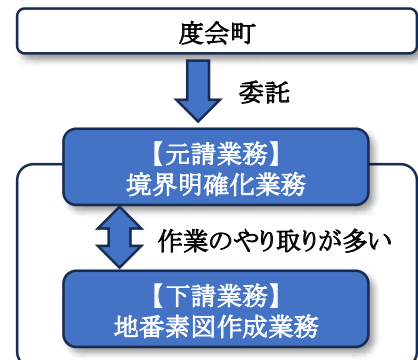


図 地番素図の例



説明会の状況



区分 ▶ 境界明確化

実施年度 ▶ 令和6年度

「GNSS対応測量ポール」を利用した測量作業の効率化



■取組概要

度会町は、森林の境界確認作業や測量作業を効率化するため、「GNSS対応測量ポール」をリースにより導入しています。

■課題と対策

- ・境界明確化業務は境界確認作業と測量作業から構成されています。
- ・従来の森林測量作業は、主にポケットコンパスで現地測量後にCADで作図しており、作業が膨大であるために、測量作業の効率化が緊喫の課題になっています。

■取組内容

- ・度会町は森林の境界確認作業や測量作業の効率化のために「GNSS対応測量ポール」をリースにより導入しました。
- ・これにより、境界確認の際、境界の目印となる杭などの位置情報を取得し、その情報を補足資料として、航空レーザ測量を活用した地番素図作成に役立てています。
- ・また、多くの労力を要してきた森林内での測量作業の効率を改善するとともに、特別な知識や経験に左右されない測量作業が可能になっています。
- ・令和6年度当初予算額 641千円(全額森林環境譲与税)

■取組スキーム

区分	内容
対象経費(リース費用)	641千円

■工夫のポイント

- ・「GNSS対応測量ポール」を活用することで、従来2～3名で行っていた測量の人員を半分以上に減らし、より短時間での測量作業が可能となっています。
- ・この機器は位置情報を付加することができ、効率的な図化や杭の復元が可能となっています。

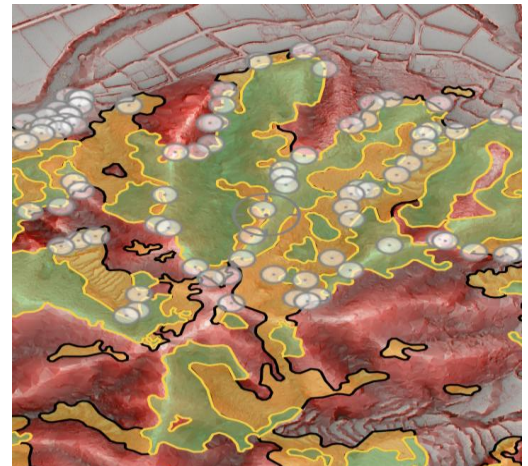


図 「GNSS対応測量ポール」における図化の状況



「GNSS対応測量ポール」の状況



左写真の拡大状況



区分 ▶ 境界明確化

実施年度 ▶ 令和6年度

伊賀市森林境界明確化事業補助金 —地域からの境界明確化—



■取組概要

伊賀市との協定に基づいて境界明確化業務を実施する市内の認定林業事業体等に対し、補助金を交付しています。

■課題と対策

- 森林所有者の不在村化や高齢化、世代交代により、所有者や境界が不明確な森林が増加しており、森林境界の把握が年々困難になっているため、地域からも境界明確化の実施の要望があがっています。

■取組内容

- 森林境界明確化等の地域活動を実施する市内の認定林業事業体等が、伊賀市との協定に基づき森林境界明確化業務を実施する場合に補助金を交付しています。
- 補助交付額 45千円/ha～116千円/ha
- 令和6年度当初予算額 14,250千円(全額森林環境譲与税)

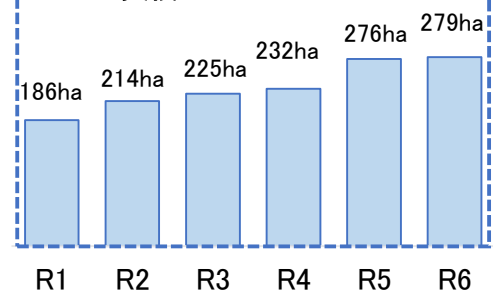
■取組スキーム

区分	内容
地区別説明会の開催	森林所有者が事業実施を同意、現地立会が難しい人は精通者に委任、現地調査の手法確認、事前調査による図面・帳票の精査、現地立会の日程調整
現地調査	森林所有者や精通者の立会のもと境界を確定して杭設置や帳簿の署名、森林現況調査、測量を実施
成果の整理、報告	測量結果や森林現況等のデータを整理、これらの結果を森林所有者に報告

■工夫のポイント

- 森林整備にかかる境界明確化業務は市町営で実施する 경우가ほとんどですが、伊賀市のみが補助金制度で実施しています。
- 地域からの境界明確化の要望があること、かつ、地域に森林境界の精通者が存在してその協力が得られる場合にこの補助制度が活用できます。

■伊賀市森林境界明確化事業補助金の実績



※グラフは年度別境界明確化面積



現地調査の状況



境界確認の状況



区分 ▶ 配分計画

実施年度 ▶ 令和3年度

経営管理実施権配分計画の作成



■取組概要

津市は、搬出間伐で収益が見込める森林について経営管理実施権配分計画(配分計画)を作成しました。

■課題と対策

- 集積計画を作成した森林の内、搬出間伐で収益が見込め、林業経営者による経営管理が可能と判断できる森林について、配分計画を作成することとしました。

■取組内容

- 集積計画を作成した森林について配分計画を作成し、意欲と能力のある林業経営者に経営管理実施権を設定しました。

① 公告 令和4年3月16日

② 場所 津市芸濃町河内地内 10.29ha
(搬出間伐5.00ha、保育間伐5.29ha)

③ 計画期間 令和4年3月16日～令和9年12月31日

集積計画を作成した森林に収益が見込める場所がある

配分計画の準備

業者選定懇話会の設置要綱制定

【委員】

- ・国(三重森林管理署) 1名
- ・県(津農林水産事務所) 2名
- ・市(農林水産部) 2名

- ・選定に係る審査方法、基準の策定
- ・対象森林の精査、検討、現地踏査
- ・民間事業者への通知
- ・企画提案書の受理

業者選定懇話会の開催

配分計画の作成

■工夫のポイント

- 当該森林は木材市場までの運搬距離が長く、運搬経費が高くなるため、区域全体を搬出間伐とせずに、収益が見込める部分のみにおいて搬出間伐を実施する計画としました。

■配分計画の概要

	搬出間伐	保育間伐
樹種	スギ	スギ
林齢	53年生	53年生
胸高直径	22cm	12cm
立木密度	800本/ha	2500本/ha
面積	5.00ha	5.29ha



図 配分計画の図面



間伐材の搬出状況



搬出間伐後の状況



区分 ▶ 森林整備

実施年度 ▶ 令和元年度～令和6年度

森林経営管理制度と三者協定による森林整備

■取組概要

松阪市は経営管理権集積計画による取組を進めるほかに、早期に整備を行う必要のある森林については、松阪市、森林所有者、林業事業体の三者で協定を締結して森林整備を実施しています。

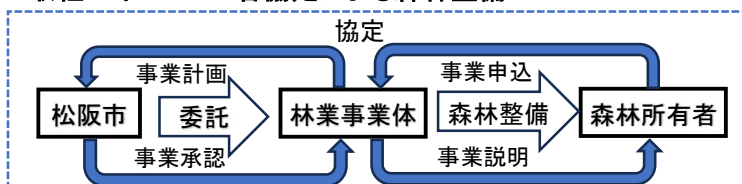
■課題と対策

- 森林所有者の高齢化や経営意識の減退などから、間伐等の森林整備が遅れているため、集積計画による取組を進めるとともに、公益的機能の高い森林については早期に整備するため協定の締結による森林整備も実施しています。

■取組内容

- 森林環境譲与税を財源として、集積計画による取組を進めるほか、松阪市森林整備計画で「公益的機能を重視する森林」に区分された又は区分される予定の森林で、早期に整備を行う必要のある森林については、市、森林所有者、林業事業体の三者で協定を締結して森林整備を実施しています。
- この協定の締結にあたっては、林業事業体が主体となり、森林所有者の合意を得るため、事業説明会や森林所有者との日頃のつながりの中で、事業内容や間伐要件等の説明を行うことで円滑に事業を実施しています。

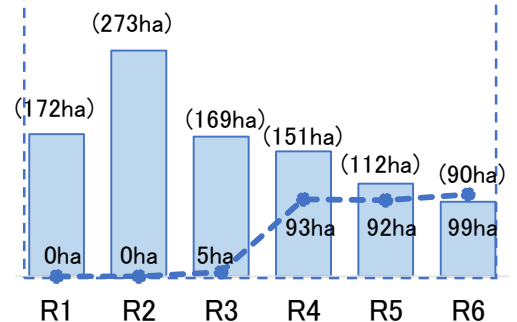
■取組スキーム：三者協定による森林整備



■工夫のポイント

- 意向調査に基づき計画的に集積計画での対応を進めていますが、緊急性の高い森林への対応として、三者協定による森林整備を優先して実施することとしています。

■森林経営管理制度と三者協定による森林整備の実績



※グラフは年度別森林経営管理制度による森林整備面積(線グラフ、面積は裸書き)、三者協定による森林整備面積(棒グラフ、面積は)書き)



間伐前の状況



間伐後の状況



区分 ▶ 森林整備

実施年度 ▶ 令和6年度

J-クレジット制度 —未来につなぐ森林管理プロジェクト—



■取組概要

松阪市は、J-クレジット制度を市有林だけでなく、森林経営管理制度で集積計画を策定した私有林と組み合わせて実施することにより、J-クレジット制度の対象となる森林とクレジット認証量を拡大しています。

■課題と対策

- 国が2020年に「2050年カーボンニュートラル」を宣言したことから、松阪市においても豊かな森林資源を生かしたCO₂吸収量を販売して、その資金を森林整備で活用する等効率的な森林整備を実施しています。

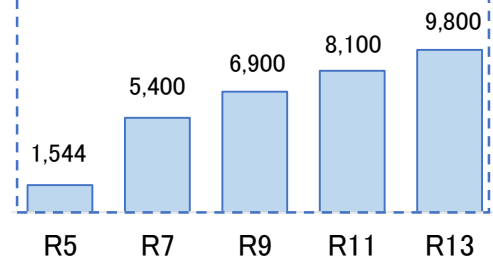
■取組内容

- J-クレジット制度の対象森林を市有林だけでなく、森林経営管理制度で松阪市に管理委託を希望した森林の内、J-クレジット制度に同意した私有林も加えて取り組みを拡大します。
- 認証を受けたプロジェクトでは、令和4年6月から令和12年6月までの8年間に市有林324ha、私有林112haの合計436haの対象森林でCO₂吸収量 22,049t-CO₂を計画しています。
- 今後、森林経営管理制度の取組により、毎年度約50haの民有林をプロジェクトに追加し、最終的にはCO₂吸収量を約32,000t-CO₂に拡大する予定です。
- 認証されたクレジットは、松阪市の各種事業で排出したCO₂排出量と相殺するほか、環境に配慮した取組を推進する松阪市内の企業へ販売することとしており、令和6年12月には、13社1,147t-CO₂を販売しています。
- クレジットの販売で得た資金は、今後の森林整備など松阪市の様々な事業で活用する予定です。

■工夫のポイント

- 森林経営管理制度に基づく意向調査とあわせて、J-クレジット制度の同意についても確認することで、効率的な同意の取得につなげています。
- クレジットの販売で得た資金は、今後の森林整備など松阪市の様々な事業で活用する予定です。

■松阪市におけるJ-クレジット制度の発行計画(単位:t-CO₂)



※グラフは年度別発行計画、J-クレジット制度の発行手続は事務手間等から2年に1回の予定です



J-クレジット購入証交付式



J-クレジット制度の対象森林である
松阪市有林



区分 ▶ 計画作成

実施年度 ▶ 令和6年度

菰野町

菰野町森林経営管理制度基本方針の作成

■取組概要

菰野町は、令和6年度のプロジェクトを通じて、森林経営管理制度をどこから、どのように実施するという森林経営管理制度基本方針を作成しました。

■課題と対策

- 森林経営管理制度を実施するにあたり、何を、どこから、どのように実施するという方向性が定められていなかったことから、取組を計画的に実施するため、基本方針を作成しました。

■取組内容

- 森林経営管理制度基本方針の考え方は以下のとおりです。

対象	項目	内容
林業経営に適さない森林	人的体制の整備	地域活性化起業人制度の活用
	森林経営管理制度の手順	地番素図作成、意向調査、境界明確化、集積計画、森林整備
	意向調査	対象森林、エリアの順位、実施の仕方、意向調査票の郵送先
	境界明確化	目的、実施の仕方
	集積計画	設定期間、管理内容
	森林整備	管理内容

■工夫のポイント

- 基本方針に基づき令和7年度に起業人制度を活用したことで、菰野町職員の事務負担の軽減と専門性の確保ができました。
- 基本方針を作成したことにより、どこから、どのように意向調査、境界明確化、集積計画、森林整備を進めていくかについてのイメージができました。
- 基本方針を作成することで、担当者が異動した場合でも行政の継続性が確保できるようになりました。



プロジェクトの状況

森林環境譲与税の全体計画

区分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
地番図作成	地区名	●地区					▲地区	
	面積 ha	500					500	
	事業費 千円	7,700					7,700	
意向調査	地区名	●地区①	●地区②	●地区③	●地区④	●地区⑤	▲地区①	▲地区②
	所有者数 人	100	100	100	100	100	100	100
	面積 ha	100	100	100	100	100	100	100
境界明確化	事業費 千円	1,540	1,540	1,540	1,540	1,540	1,540	1,540
	地区名	●地区①	●地区②	●地区③	●地区④	●地区⑤	▲地区①	▲地区②
	所有者数 人	100	100	100	100	100	100	100
集積計画	面積 ha	100	100	100	100	100	100	100
	事業費 千円	12,760	12,760	12,760	12,760	12,760	12,760	12,760
	地区名	●地区①	●地区②	●地区③	●地区④	●地区⑤	▲地区①	▲地区②
森林整備	所有者数 人	35	35	35	35	35	35	35
	面積 ha	35	35	35	35	35	35	35
	事業費 千円	13,937	13,937	13,937	13,937	13,937	13,937	13,937
事業費計 千円		9,240	14,300	28,237	28,237	28,237	35,937	28,237
譲与税額 千円		20,000	28,000	28,000	28,000	28,000	28,000	28,000
基金残高 千円		10,760	24,460	24,223	23,986	23,749	15,812	15,575

表 森林環境譲与税の全体計画(一部抜粋)

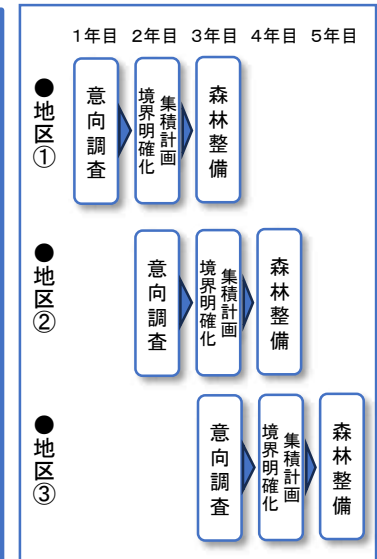


図 取組のパターン



区分 ▶ 計画作成

実施年度 ▶ 令和6年度

森林経営管理制度推進計画(15年間計画)の作成



■取組概要

松阪市は、意向調査の実施順を明確にするとともに、15年間の各年度ごとの事業量、事業費を明らかにした森林経営管理制度推進計画を作成しています。

■課題と対策

・森林経営管理制度の対象森林は、約14,800haと見込まれるため、意向調査や森林整備等の森林経営管理制度の取組を計画的に進める必要があります。

■取組内容

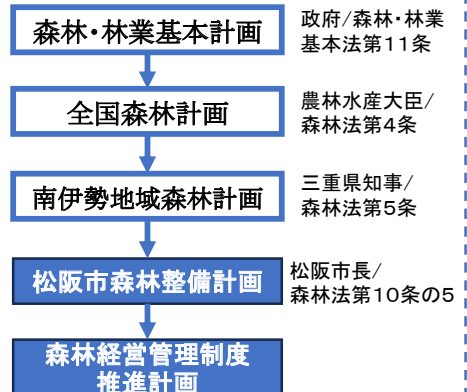
・松阪市森林整備計画書において「森林経営管理制度は本推進計画に基づき実施する」と明記しています。
 ・本推進計画では、約14,800haの対象森林に対して、優先順位に基づき年間約1,000haの意向調査を実施し、概ね15年間で調査を一巡する見込みです。
 ・森林所有者の意向により、松阪市が10年間又は18年間の経営管理権集積計画を策定し、森林整備を行います。
 ・なお、18年間の場合は松阪市の森林経営計画に編入し、J-クレジット制度の運用を図ります。
 ・集積計画を策定していないが早急に森林整備を実施する必要がある森林、相続等により集積計画を策定できない森林については、松阪市、森林所有者、林業事業体の三者により協定を締結し、早期に森林整備を行うことにします。

■工夫のポイント

・計画的に森林経営管理制度を進めるために、15年間にわたり意向調査、境界明確化、集積計画、森林整備等における各年度の事業量、事業費を明示した森林経営管理制度推進計画を作成しています。
 ・松阪市森林整備計画書において「森林経営管理制度は推進計画に基づき実施する」ことを明記しています。

■松阪市における森林計画制度

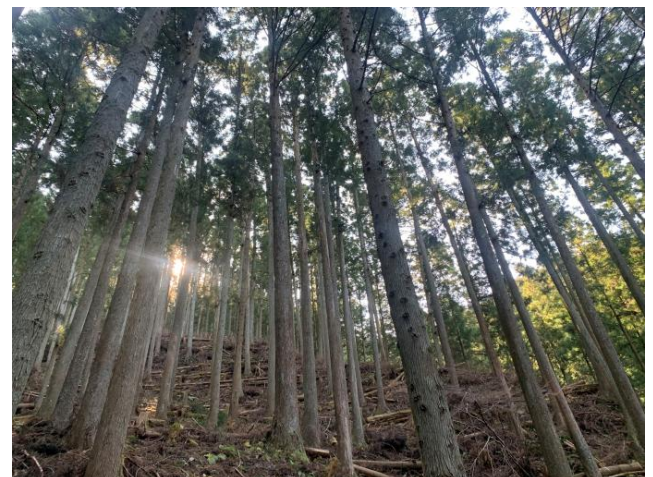
(実施主体/法的根拠)



区分	面積
①松阪市における私有林人工林面積	29,359ha
②松阪市における森林経営計画等面積	14,560ha
③森林経営管理制度の対象森林面積(①-②)	14,799ha

年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
経営管理意向調査面積	▲ha	▲ha	▲ha	▲ha	▲ha	▲ha	▲ha
経営管理権設定面積	▲ha	▲ha	▲ha	▲ha	▲ha	▲ha	▲ha
森林整備事業	▲ha	▲ha	▲ha	▲ha	▲ha	▲ha	▲ha
境界明確化事業	▲ha	▲ha	▲ha	▲ha	▲ha	▲ha	▲ha
路網整備事業費	●m	●m	●m	●m	●m	●m	●m
三者協定林整備	▲ha	▲ha	▲ha	▲ha	▲ha	▲ha	▲ha
計	▲▲ha	▲▲ha	▲▲ha	▲▲ha	▲▲ha	▲▲ha	▲▲ha
経営管理意向調査費	◆千円	◆千円	◆千円	◆千円	◆千円	◆千円	◆千円
森林整備事業	◆千円	◆千円	◆千円	◆千円	◆千円	◆千円	◆千円
境界明確化事業	◆千円	◆千円	◆千円	◆千円	◆千円	◆千円	◆千円
路網整備事業費	◆千円	◆千円	◆千円	◆千円	◆千円	◆千円	◆千円
三者協定林整備	◆千円	◆千円	◆千円	◆千円	◆千円	◆千円	◆千円
木材利用推進事業(森林公園整備含む)	□千円	□千円	□千円	□千円	□千円	□千円	□千円
事業費計	◆◆千円	◆◆千円	◆◆千円	◆◆千円	◆◆千円	◆◆千円	◆◆千円
基金積立金(基金支出金)	■千円	■千円	■千円	■千円	■千円	■千円	■千円
予算残額	■千円	■千円	■千円	■千円	■千円	■千円	■千円
交付金+前年度予算残額	●千円	●千円	●千円	●千円	●千円	●千円	●千円
交付金	●●千円	●●千円	●●千円	●●千円	●●千円	●●千円	●●千円

表 森林経営管理制度推進計画(一部抜粋)



間伐後の森林状況

区分 ▶ 計画作成

実施年度 ▶ 令和6年度



度会町森林経営管理制度基本方針の作成



■取組概要

度会町は森林経営管理制度を実施するにあたり、「何を、どこから、どのように実施するか」という内容を示した森林経営管理制度基本方針を作成しました。

■課題と対策

- 森林経営管理制度を実施するにあたり、何を、どこから、どのように実施するという方向性が定められていなかったことから、取組を計画的に実施するため、基本方針を作成しました。

■取組内容

- 森林整備が行われていない地域の森林において、森林経営管理制度を実施することとし、林業経営に適した森林、適さない森林に区分した取組の進め方や意向調査の優先順位等を定めた基本方針を作成しました。

■取組スキーム

- 森林経営管理制度基本方針の考え方は以下のとおりです。

意向調査	対象	項目・内容
意向調査において「町に委託したい」と回答のあった森林	林業経営に適さない森林	境界明確化 林業事業体、町、森林所有者との三者協定の締結 三者協定による森林整備
	林業経営に適した森林	境界明確化 集積計画の作成 配分計画の作成 林業事業体への情報提供

■工夫のポイント

- 度会町は基本方針を作成したことで、未整備森林率の高い地域から計画的に森林整備を実施するなど、今後どのように町内の森林整備を進めていくかについての方向付けが明確にできています。
- 基本方針を作成することで、担当者が異動した場合でも行政の継続性が確保できるようになりました。

■意向調査の優先順位

- 森林について以下の優先度から意向調査の優先順位を設定しています。

意向調査の優先度	
優先度1	行政区(自治会)ごとの未整備人工林の割合
優先度2	集落からの距離
優先度3	林道の有無
その他の優先度	林道開設工事中及び林道一部通行止め箇所は、順番を下位に設定



説明会の状況

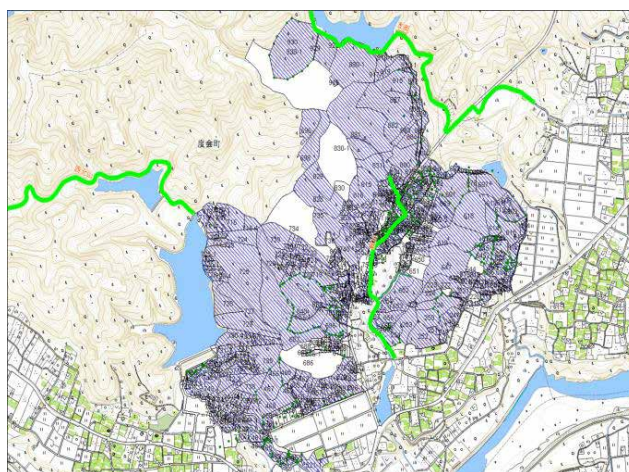


図 地番素図の整備状況



区分 ▶ 計画作成

実施年度 ▶ 令和6年度

森林経営管理制度基本方針(中間案)の作成



御浜町

■取組概要

御浜町は、令和6年度のプロジェクトを通じて森林経営管理制度について、何を、どこから、どのように実施するという森林経営管理制度基本方針を作成しました。

■課題と対策

- 森林環境譲与税の譲与税額が少なく、町内全域の森林整備の完了までに長期間を要します。
- 行政としての説明責任を果たすために、森林経営管理制度の実施順序や手順を定めた基本方針を作成しました。
- 私有林人工林面積 3,811ha
- 令和6年度森林環境譲与税額 18,098千円

■取組内容

- 基本方針の考え方は以下の表のとおりです。

■工夫のポイント

- 森林経営管理制度の優先順位として、以下のような因子に基づいて災害リスクの高い場所を選定して、その順位の高い場所から森林整備を実施することとしました。
- 令和7年度に山地災害危険地区の見直しが実施されるため、御浜町、紀宝町ともに山地災害危険地区の見直しが完了してから森林経営管理制度基本方針を再検討することとしています。

紀宝町

■取組概要

紀宝町は、令和6年度のプロジェクトを通じて森林経営管理制度について、何を、どこから、どのように実施するという森林経営管理制度基本方針を作成しました。

■課題と対策

- 森林環境譲与税の譲与税額が少なく、町内全域の森林整備の完了までに長期間を要します。
- 行政としての説明責任を果たすために、森林経営管理制度の実施順序や手順を定めた基本方針を作成しました。
- 私有林人工林面積 3,542ha
- 令和6年度森林環境譲与税額 30,293千円

■取組内容

- 基本方針の考え方は以下の表のとおりです

森林経営管理制度における 災害リスクの因子例

- 林野庁が定める調査要領に基づく山地災害危険地区と私有林人工林面積との重複面積
- 三重県水源地域の保全に関する条例に基づく水源地域と私有林人工林面積との重複面積
- 砂防法に基づく砂防指定地と私有林人工林面積との重複面積

森林経営管理制度基本方針の考え方について

対象	項目	内容
林業経営に適さない森林	森林経営管理制度等の手順	意向調査、境界明確化、協定締結、協定林による森林整備
	意向調査	対象森林、エリアの順位、実施の仕方、意向調査票の郵送先
	境界明確化	目的、実施の仕方
	協定締結	設定期間、管理内容
	協定林による森林整備	管理内容
林業経営に適した森林	「林業事業体に情報提供」または、「意向調査、境界明確化、集積計画、配分計画」	



区分 ▶ 森林整備関連

実施年度 ▶ 令和3年度～令和6年度

津市小規模森林整備促進事業

■取組概要

津市は森林所有者が行う小規模面積の間伐、植栽等に対して補助金を交付しています。

■課題と対策

- ・集約化が困難である小規模な森林において間伐等を促進するため、森林環境譲与税を財源として小規模面積の間伐、植栽等に対して補助金を交付しています。

■取組内容

- ・津市は、森林環境譲与税を財源として5ha未満の小規模面積の間伐、植栽等の補助金制度を創設しています。
- ・三重県が定める標準単価を基に事業費を算出し、事業費に対して70%の補助金を交付しています。
- ・また、津市外への出荷を伴う搬出間伐には50%の補助金を交付しています。

■取組スキーム

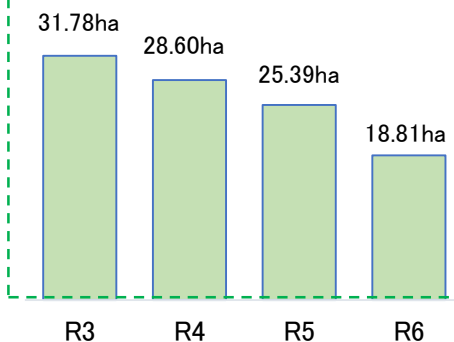
区分	内容
間伐	・スギ、ヒノキに限定 ・適正な密度管理を目的として行う不良木の伐採
植栽等	・優良な育成単層林の造成を目的として行う植栽 ・野生鳥獣による森林被害の防止、野生鳥獣の移動の制御等を目的として行う鳥獣害防止施設等の整備



■工夫のポイント

- ・5ha未満の小規模面積の間伐、植栽等に補助金を交付しています。
- ・三重県が定める標準単価を基に事業費を算出し、事業費に対して70%の補助金を交付しています。

■津市小規模森林整備促進事業の実績



※グラフは年度別間伐、植栽面積



間伐の状況



測定の状況



区分 ▶ 森林整備関連

実施年度 ▶ 令和4年度

大紀町林業機能強化対策事業



■取組概要

大紀町は搬出用機械(ダンプトラック)を導入した林業事業体に補助金を交付しました。

■課題と対策

- 大紀町では搬出間伐の取組が一定の規模で行われていますが、搬出間伐をさらに促進させるために、過酷な林業現場でも作業が可能な搬出用機械(ダンプトラック)の導入に補助金を交付しました。

■取組内容

- 搬出間伐を促進させ、健全な森林づくりを進めるために、森林環境譲与税を活用し、搬出用機械(ダンプトラック)1台に補助金を交付しました。
- 令和4年度当初予算額 3,275千円(全額森林環境譲与税)

■取組スキーム

区分	内容
補助対象者	林業事業体
補助対象経費	6,550千円
補助率	補助対象経費の2分の1以内

■工夫のポイント

- 狭い森林作業道の急勾配や悪路走行可能な高床ダンプトラック4WD(四輪駆動車)を導入することで、間伐材を安全かつ効率的に運搬できるようになりました。
- これにより、搬出間伐が促進され、健全な森林づくりを進めることが可能となりました。

■ダンプトラックの仕様

本車両は過酷な林業現場で作業できる仕様

- 最大積載量3t
 - 4WD(四輪駆動車)
 - 高床
 - 高荷重用大径タイヤ採用
 - 厚鋼板強化荷台&フレーム
 - 空車の場合に登坂可能なリヤウエイトバンパー
- ※3tミニバックホウの積載が可能な国産トラックメーカーで唯一の高床4WDダンプトラック



3t高床ダンプトラック4WD(後部と側部)



間伐材の運搬状況



区分 ▶ 森林整備関連

実施年度 ▶ 令和5年度～令和6年度

伊賀市森林作業道整備事業補助金



■取組概要

伊賀市は、森林所有者等による森林作業道の作設、改修に補助金を交付しています。

■課題と対策

- 森林整備及び木材の集材・搬出を促進するためには路網の整備を促進する必要があることから、森林所有者が行う森林作業道の作設、改修の整備に対して補助金を交付しています。

■取組内容

- 森林環境譲与税を財源として森林所有者等が行う森林作業道整備に補助金を交付しています。
- 令和6年度当初予算額 6,000千円(全額森林環境譲与税)

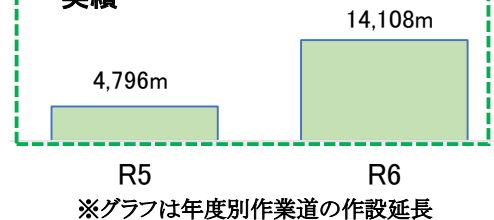
■取組スキーム

区分	内容
補助金の交付対象者	森林所有者、森林所有者から森林整備の委任を受ける者
補助対象事業	森林施業及び木材の集材・搬出を目的として行う森林作業道の作設又は改修を行う事業であって、次の要件を満たすもの。 - 三重県森林作業道作設指針に示す事項を考慮し、地域の条件に適合した森林作業道を作設又は改修するもの。 - 当該事業により作設または改修する森林作業道の幅員が2m以上であること。
補助金額	森林作業道の作設 1,000円/m、改修 500円/mの定額補助

■工夫のポイント

- 森林作業道整備に補助金を交付しています。補助金額は、森林作業道の作設 1,000円/m、改修 500円/mの定額補助としています。

■伊賀市森林作業道整備補助金の実績



森林作業道整備前の状況
(伊賀市布引地域)



森林作業道整備後の状況(伊賀市布引地域)



森林作業道整備後の状況(伊賀市布引地域)



区分 ▶ 人材育成・確保

実施年度 ▶ 令和5年度

大紀町緑の担い手事業



■取組概要

大紀町は林業事業体に対し、緑の雇用事業対象外である新規就業者の4年目、5年目における研修に補助金を交付しています。

■課題と対策

・地域の林業を担う従事者の減少が課題となっており、林業就業者の確保・育成のために、林業就業者の研修を行う林業事業体に補助金を交付しています。

■取組内容

- ・緑の雇用事業対象外である新規就業者の4年目、5年目における研修に森林環境譲与税を活用して補助金を交付しています。
- ・支援の対象となる研修は森林・林業の基本知識取得研修、現場技術向上研修、資格取得研修等です。
- ・令和5年度当初予算額 800千円(全額森林環境譲与税)

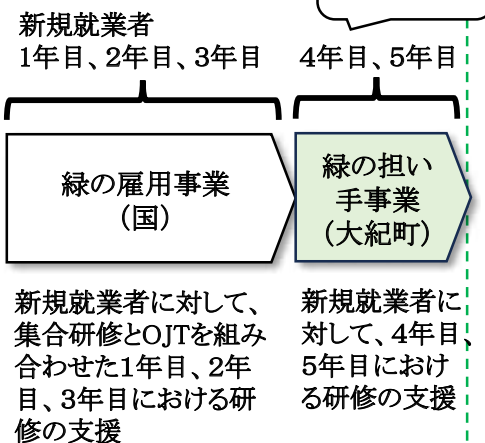
■取組スキーム

区分	内容
補助対象者	林業事業体
補助率	100%
補助額	800千円
補助対象経費	新規就業者の4年目、5年目における技術習得研修及び、特殊林業技術・技能向上の各種研修等に要する経費

■工夫のポイント

- ・緑の雇用事業の対象外である新規就業者の4年目、5年目の以下の研修に補助率100%の補助金を交付しています。
 - ① 森林・林業の基本知識取得研修
 - ② 現場技術向上研修
 - ③ 資格取得研修

■大紀町緑の担い手事業



ドローン研修の状況1



ドローン研修の状況2



区分 ▶ 人材育成・確保

実施年度 ▶ 令和6年度

林業担い手確保等支援事業補助金 ー林業のインターンシップ(就業体験)ー



■取組概要

紀北町は林業のインターンシップ(就業体験)を実施する林業関係事業者に対して補助金を交付しています。

■課題と対策

- ・林業への就業には労働環境の3K(きつい、きたない、危険)のイメージが大きな障壁になっているため、林業のインターンシップ(就業体験)を通じて、林業作業等に理解を深めてもらうことが重要であると考えています。

■取組内容

- ・林業のインターンシップ(就業体験)を通し、林業作業や林業関連事業者、紀北町の風土、暮らし、人々への理解を深めてもらい、林業就業の促進につなげるため、森林環境譲与税を活用してインターンシップ(就業体験)を実施する林業関係事業者に補助金を交付しています。
- ・令和6年度当初予算額 700千円(全額森林環境譲与税)

■取組スキーム

区分	内容
補助対象者	紀北町内の林業関係事業者
補助対象経費	報酬、報償費、旅費、消耗品費、燃料費、保険料等
補助率	インターンシップに係る経費の100% ただし、上限あり
インターンシップ期間	3日間、5日間、2週間、1月間などで、 受付は不定期で実施

■工夫のポイント

- ・林業のインターンシップ(就業体験)により林業作業、紀北町の風土、暮らし、人々などを体感して、さらに移住定住の促進につなげています。
- ・インターンシップ期間を短期間、受付を不定期として、インターンの受け入れが多くなるように工夫しています。
- ・地域おこし協力隊員が今までの経験や就業に対するノウハウを有するため、林業のインターンシップ事業の窓口になっています。



森林組合おわせ円柱加工場における
インターンシップの状況



インターンシップ面接の状況



海山林友(株)におけるインターンシップの状況



区分 ▶ 木材利用の促進

実施年度 ▶ 令和6年度

木造住宅建築促進事業補助金



■取組概要

松阪市は、松阪市産の木材(「松阪の木」)を使用して新築する木造住宅の建築主、大工・工務店、建築士に対して補助金を交付しています。

■課題と対策

・ウクライナ情勢による物流の混乱や円安の影響等により、建築資材や住宅設備の価格が高騰し、住宅の着工件数が停滞しているため、「松阪の木」を使用して新築する木造住宅に補助金を交付しています。

■取組内容

・森林環境譲与税を活用して、「松阪の木」を使用して新築する木造住宅を対象に、建築主、大工・工務店、建築士に木材の使用量に応じて補助金を交付しています。

■取組スキーム

区分	内容
補助対象者	建築主、大工・工務店、建築士 ※松阪市内外を問いません。
交付要件	延べ床面積60㎡以上の新築住宅で構造材全量(材積)の80%以上に「松阪の木」を使用する住宅
補助交付額	「松阪の木」構造材1㎡当たり5千円～20千円

■工夫のポイント

- ・梁、桁での松阪市内産の木材(「松阪の木」)の利用を促進するため、補助の交付要件を構造材全量の80%以上としています。
- ・広く「松阪の木」の利用を進めるため、木造住宅の建設地を松阪市内外として、補助対象者を松阪市内外の建築主、大工・工務店、建築士としています。

■木造住宅建築促進事業補助金(「松阪の木」構造材1㎡当り)

○建設地: 松阪市内

建築主	15千円/㎡
大工・工務店	15千円/㎡
建築士	15千円/㎡
※松阪市外事業者	10千円/㎡
※「大工・工務店」「建築士」が同一の場合	20千円/㎡

○建設地: 松阪市外

建築主	5千円/㎡
大工・工務店	10千円/㎡
建築士	10千円/㎡



納入前のプレカット構造材



棟上げ状況



区分 ▶ 木材利用の促進

実施年度 ▶ 令和6年度

多気町間伐材利用推進事業 —木質バイオマス有効活用対策—

■取組概要

多気町は、チップ加工業者が町内で伐採された間伐材を木質バイオマス発電所まで運搬する経費に補助金を交付しています。

■課題と対策

- 木質バイオマス発電所は多気町のバイオマス産業都市構想の中核施設ですが、町外の資源に多くを依存している状況であることから町内で伐採された間伐材等バイオマス原料の安定確保のために、森林環境譲与税を活用して木質バイオマス発電所までの運搬経費に対し、補助金を交付しています。

■取組内容

- 多気町内のチップ加工事業者が、町内のバイオマス発電所に燃料チップを供給するために、町内で伐採された間伐材を購入するにあたり、それまでの間伐材購入価格に1,500円/t以上上乗せした場合、運搬経費として1,500円/tを補助しています。

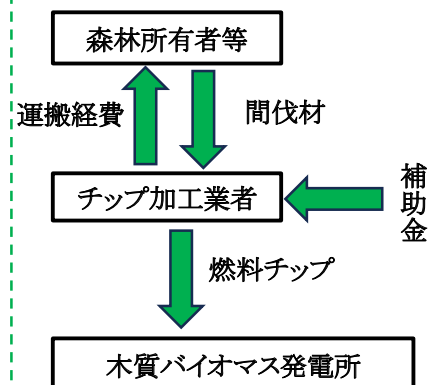
■取組スキーム

区分	内容
補助対象者	多気町内に事業所を有する木質バイオマス認定を受けたチップ加工業者
補助対象経費	発電用木質バイオマス燃料の原料となる多気町内産の間伐材の運搬経費
補助率	間伐材の重量1トン当たり1,500円

■工夫のポイント

- 多気町内の木質バイオマス発電所に供給される燃料チップの原料となる、多気町内産の間伐材にターゲットを絞り、町内での波及効果を狙っています。
- 補助対象を従来の間伐材購入価格に補助金額以上の上乗せをしたものとし、林業者に補助金全額が届く仕組みにしています。

■多気町間伐材利用推進事業



バイオマス燃料チップの製造状況



間伐材の搬出状況



区分 ▶ 木材利用の促進

実施年度 ▶ 令和6年度

伊賀市テナント・店舗等木質化モデル創出事業補助金

■取組概要

伊賀市は、テナントや店舗における木質化に取り組む事業者に対して補助金を交付しています。

■課題と対策

- 伊賀市の住民が地域材(伊賀市産材)を「見る、触れる」機会が少ないために、伊賀市産材の良さが体感できず、伊賀市産材の活用につながっていないため、森林環境譲与税を活用して、テナントや店舗における木質化に補助金を交付しています。

■取組内容

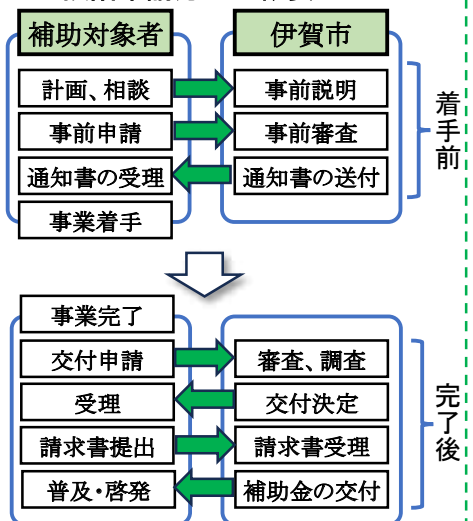
- 森林整備の推進による健全な森づくりの実現に資するため、多くの人が利用するテナント、店舗等において、伊賀市産材により木質化されたモデル店舗を創出し、木の温もりを感じられる空間を情報発信することで伊賀市内における伊賀市産材の活用を促進しています。
- 補助金交付申請前に、伊賀市と事業者が木質化の内容等について事前申請する2段階方式にしています。
- 令和6年度当初予算額 5,000千円(全額森林環境譲与税)

区分	内容
補助対象者	伊賀市内に新たにテナント、店舗等を開設または改修する事業者等
補助対象経費	伊賀市産材を使用した木質化のために必要な工事費並びに木製什器等の購入、組立て、設置及び運搬に係る経費
補助率、上限額	2分の1以内、上限額は2,500千円

■工夫のポイント

- 今後、木材利用のニーズは非住宅分野やリフォームにあると考えて、この補助金制度を創設しています。
- 補助金申請前に事前申請する2段階方式とすることで、木質化事業に要する期間を確保することができます。

■2段階申請方式の概要



木質化したコンテナホテルの外観



木質化した部屋の状況



区分 ▶ 木材利用の促進

実施年度 ▶ 令和4年度

原木取扱機能向上事業補助金 — グラップルクレーンの補助 —



■取組概要

熊野市は、グラップルクレーンを更新する原木市場に対し、補助金を交付しました。

■課題と対策

- ・急傾斜地が多く原木の確保が難しい紀伊半島にあって、熊野原木市場は継続的に一定量の原木を集荷して、地域の森林所有者、素材生産業者や製材業者の経済活動を支えています。
- ・原木市場の原木の取扱量を減らすことなく、地域材(熊野材)の流通を維持することが課題になっているため、原木市場における老朽化した機械等の更新が必要でした。

■取組内容

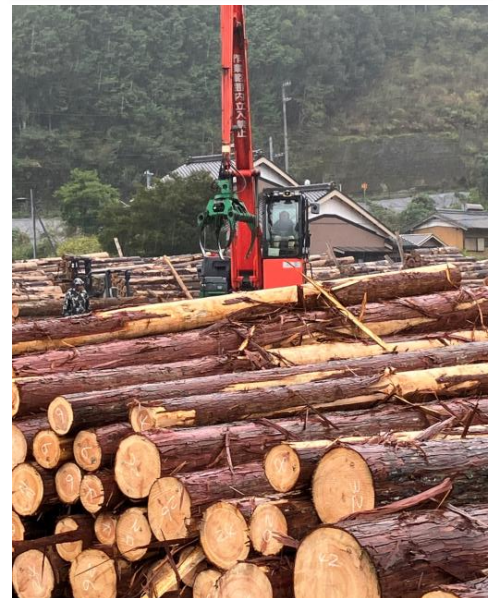
- ・森林環境譲与税を活用し、熊野原木市場協同組合に対し、グラップルクレーン1台の更新費用に補助金を交付しました。
- ・令和4年度当初予算額 8,800千円(全額森林環境譲与税)

■取組スキーム

区分	内容
補助対象者	熊野原木市場協同組合
補助対象経費	グラップルクレーン1台
補助率	3分の1以内

■工夫のポイント

- ・熊野原木市場は、継続的に一定量の原木を集荷して、地域の森林所有者、素材生産業者や製材業者の経済活動を支えて地域の林業にとって不可欠な存在となっています。
- ・熊野原木市場の機械等が老朽化し、更新が必要な状況となっているために、グラップルクレーン1台の更新費用に補助金を交付しました。



グラップルクレーンの作業状況



グラップルクレーンの「荷下ろし」状況



グラップルクレーンの「はい積」状況



区分 ▶ 普及啓発

実施年度 ▶ 令和6年度

新宮紀宝道路開通記念イベント —熊野材(地域材)の普及—

■取組概要

紀宝町は、三重県(紀宝町)と和歌山県(新宮市)を結ぶ熊野川河口大橋開通に伴い、熊野材(地域材)を大橋上に並べてギネス世界記録に挑戦するイベントを行って熊野材を普及しました。

■課題と対策

- ・住民が熊野材を見る機会や触れる機会が少ないため、熊野材を身近に感じてもらえるよう普及に取り組む必要がありました。

■取組内容

- ・新宮紀宝道路開通記念イベントにおいて、熊野材を熊野川河口大橋上の県境で1本につなぐ「木材並べ」を実施しました。
- ・今回のイベントでは150本の木材を並べた約600mの長さが、ギネス世界記録に認定されました。
- ・また、紀宝町はイベント時に使用した熊野材をベンチに加工して、公園等に設置しました。
- ・これらのイベントに使用した熊野材の経費に森林環境譲与税を活用しました。

■取組スキーム

区分	内容
実施主体	新宮紀宝道路開通記念イベント実行委員会
市町負担金	5,680千円(一般財源5,000千円、森林環境譲与税680千円)を市町負担金として支出しました

■工夫のポイント

- ・新宮紀宝道路開通記念イベントにおいてギネス世界記録に挑戦することでPR効果が増すように、熊野材を普及しました。
- ・イベントにおいて紀宝町が実施している熊野材を使用した木造住宅建設補助制度もあわせて普及を行いました。

■紀宝町木造住宅建設促進対策事業

- ・紀宝町及び新宮市内の業者が施工する熊野材を使用した木造住宅を新築または増築した場合に費用の一部を助成しました。

区分	助成金額
床面積15㎡以上80㎡未満の場合	25万円
床面積80㎡以上の場合	50万円



熊野材を大橋上に並べる
イベントの状況



県境で熊野材が1本につながった状況
(紀宝町長と新宮市長)



区分 ▶ 使途公表とPR

実施年度 ▶ 令和2年度～

森林環境譲与税の使途公表とPR

■取組概要

四日市市では、森林環境譲与税の使途を市ホームページで公表しており、その主な取組については、写真、図等を掲載して、わかりやすく紹介しています。

■課題と対策

- ・森林環境譲与税を活用した取組内容が住民に伝わりにくいため、市ホームページに具体的な事例を掲載し周知を図っています。

■取組内容

- ・森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第34条第3項により市ホームページにおいて、各年度の森林環境譲与税の使途一覧を掲載しています。
- ・あわせて、主な取組事例として、小・中学校の図書室に導入した木製の机や椅子等の写真を掲載するとともに、「工夫・留意した点」を載せてわかりやすく紹介しています。

■工夫のポイント

- ・四日市市では、森林環境譲与税を活用して小・中学校図書室に机、椅子等の備品整備を行ってきました。
- ・整備された机、椅子等の写真を市ホームページに掲載し、住民にわかりやすく紹介しています。
- ・机、椅子等が整備された学校の児童からは、木の香りに包まれた落ち着いた空間で学習できると好評です。



三重県 四日市市（県産材を使用した施設整備）

○四日市市では、令和4年度において、農業センターの再整備の実施にあたり、建物の内装に県産材を使用した整備を行い、木材利用への理解の創出を図った。
○令和5年4月のリニューアルオープン後においては、来館者に対して、木材が持つ温かみのある落ち着いた雰囲気創出を図る。

事業内容

- ・農業センターにおいて県産材を使用した施設整備
- ・エントランスのロビー天井
- 【事業費】4,975千円（うち譲与税4,975千円）
（譲与税は、新事務所のロビー天井の木質化に活用）
【実績】木材使用量 7.1m³（うち県産材1.1m³）

取組の背景

- ・エントランスのロビーの一部を木質化を図ることで、「木材のやさしさを伝える力強い」「古くからある素材としての木材の新しい」「身近な素材としての木材」のイメージを利用して、農業センターのコンセプト「強い農業」「新しい農業」「生活の中にある農業」を来館者に伝えることを目指した。

工夫・留意した点

- ・入館して最初に目に留まるロビーの天井に使用。
- ・不燃性塗装を木質内部まで浸透させた準不燃木目日板を使用。

取組の効果

- ・エントランスが温かみのある落ち着いた雰囲気となり好評である。



○（写真正面）

令和4年度譲与税額	令和4年度譲与税額（※1）	令和4年度譲与税額（※2）
36,274千円	1,012ha	13.7%
305,424人	305,424人	1.8人

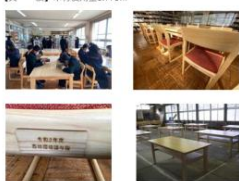
※1：「2020森林策センサス」より、※2：「F22年国勢調査」より

森林環境譲与税の使途事例：小・中学校における県産材を使用した備品整備

○令和2年度においては、四日市市では、小中学校の老朽化した図書室用机、椅子、技術室机の更新において、県産材を使用した備品整備を行った。
・児童生徒が使用する図書室用机、椅子に県産材を使用することで、木材利用への理解及び県産材に触れる機会の創出を図った。
・生徒が使用する技術室机に県産材を使用することで、木材利用への理解及び県産材に触れる機会の創出を図るとともに、木材の材料加工の技術を学ぶための実物の教材としての活用を図る。
○令和3年度においては、授業を始めとした教育活動を通じて、児童生徒が使用することにより、県産材に触れる機会の創出を図る。

事業内容

- 1 小中学校図書室及び技術室の備品整備
- ・経年により老朽化した、神前小学校、富田中学校の図書室用机、椅子、及び富田中学校の技術室机の更新において、県産材を使用した備品整備を行った。
- 【事業費】8,603千円（うち譲与税8,603千円）
【実績】木材使用量3,778m³



事業スキーム



工夫・留意した点

- ・児童生徒が使用する図書室や技術室に県産材を使用した机や椅子を導入することで、実際に木のあたたかさに触れることができるようになり、森や木に対する関心を高めることができるよう配慮した。

基礎データ

令和2年度譲与税額	令和2年度譲与税額（※1）	令和2年度譲与税額（※2）
26,130千円	1,012ha	13.7%
305,424人	305,424人	7人

※1：2、4「2020森林策センサス」より、※2：「F22年国勢調査」より

木材利用・普及啓発 三重県 四日市市（小・中学校における県産材を使用した備品整備）

○四日市市では、令和3年度において、小中学校の老朽化した図書室用机、椅子を更新する際、県産材を使用した備品整備を行った。
・児童生徒が使用する図書室用机、椅子に県産材を使用することで、木材利用への理解及び県産材に触れる機会の創出を図った。
○令和4年度においては、児童生徒が授業を始めとした教育活動を通じて、使用することにより、県産材に触れる機会の創出を図る。

事業内容

- 1 小中学校図書室の備品整備
- ・経年により老朽化した、登川小学校、西明中学校の図書室用机、椅子を更新する際、県産材を使用した備品整備を行った。
- 【事業費】7,590千円（うち譲与税7,590千円）
【実績】木材使用量2,605m³



事業スキーム



工夫・留意した点

- ・児童生徒が使用する図書室に県産材を使用した机や椅子を導入することで、実際に木のあたたかさに触れることができるようになり、森や木に対する関心を高めることができるよう配慮した。

基礎データ

令和3年度譲与税額	令和3年度譲与税額（※1）	令和3年度譲与税額（※2）
28,013千円	1,012ha	13.7%
305,424人	305,424人	14人

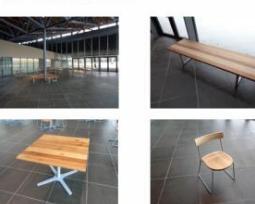
※1：2「2020森林策センサス」より、※2：「F22年国勢調査」より、※3：「F22年国勢調査」より

森林環境譲与税の使途事例①：四日市市総合体育館における県産材を使用した備品整備

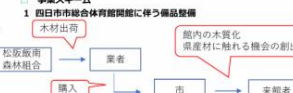
○令和元年度においては、四日市市では、四日市市総合体育館開館に伴い、県産材を使用した備品整備を行った。
・体育館来館者の多くが訪れる、メイン入口近くのエントランスプラザのベンチ、机及び椅子に県産材を使用することで、木材利用への理解及び県産材に触れる機会の創出を図った。
・体育館共用部（スポーツフォアム）の一部には県産材（スチ）を使用しており、ベンチ、机及び椅子も同様に県産材を使用することで、館内の木材利用の拡大に取り組んだ。
○令和2年度においては、体育館の開館に伴い、多くの来館者にエントランスプラザを利用していただき、県産材に触れる機会の創出を図る。

事業内容

- 1 四日市市総合体育館開館に伴う備品整備
- ・エントランスプラザに整備するベンチ、机及び椅子に県産材のSPGの木材を使用し、館内の木材利用を拡大。
- 【事業費】3,630千円（うち譲与税3,630千円）
【実績】木材使用量3,821m³



事業スキーム



工夫・留意した点

- ・県産材を使用した備品をメイン入口付近のエントランスプラザに設置することで、共用部（スポーツフォアム）と使用されている県産材と併せ、木材を使用した体育館であると感じてもらえるよう配慮した。

基礎データ

令和元年度譲与税額	令和元年度譲与税額（※1）	令和元年度譲与税額（※2）
13,237千円	1,012ha	13.9%
311,031人	311,031人	14人

※1：「森林資源調査報告書（林野庁、H29.3.31現在）」より、※2：4「2015森林策センサス」より、※3：「F22年国勢調査」より

森林環境譲与税の主な取組状況（四日市市ホームページより抜粋）



区分 ▶ 使途公表とPR

実施年度 ▶ 令和6年度

森林環境譲与税の使途公表とPR

■取組概要

津市は、森林環境譲与税の使途公表についてホームページに掲載するとともに、森林経営管理制度の取組状況を表やグラフ、図を掲載してわかりやすく紹介しています。

■課題と対策

・森林環境譲与税の取組がインターネットでの使途公表だけでは住民には伝わりにくいため、制度の取組状況をより住民に理解していただくため、表やグラフ等を用いてホームページ上でわかりやすく紹介しています。

■取組内容

・森林環境税及び森林環境譲与税法第34条第3項によりホームページにおいて、各年度の森林環境譲与税の使途一覧を掲載しています。
・あわせて、意向調査、境界明確化、集積計画等の取組状況を表やグラフ、図を掲載してわかりやすく紹介しています。

■工夫のポイント

- ・津市は森林経営管理制度の取組状況として、以下のような詳細なデータをホームページに掲載して、住民にわかりやすく紹介しています。
 - ① 令和元年度～令和6年度までの意向調査、境界明確化、集積計画、森林整備の事業実績
 - ② 意向調査結果
 - ③ 境界明確化の実績
 - ④ 集積計画の実績
 - ⑤ 森林整備の実績

森林環境譲与税事業の事業費

	令和元年度 (実績)	令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (実績)	令和6年度 (実績)
森林経営管理事業						
経営管理意向調査	25,765	42,075	30,644	58,421	38,863	1,519
境界明確化、現況調査	9,129	15,400	13,640	25,135	35,332	80,190
資源解析(2,700ha)	—	—	5,698	—	—	—
森林整備	11,514	38,483	34,921	44,171	59,696	73,315
その他(需用費等)	202	3,935	3,522	4,019	5,755	6,313
小計	46,610	99,893	88,425	131,746	139,646	161,337
小規模森林整備促進事業	—	—	5,852	6,074	6,652	4,476
木材利用促進事業	—	—	—	1,200	1,500	900
合計	46,610	99,893	94,277	139,020	147,798	166,713
基金積立、基金繰入	積立金 4,265	積立金 8,219	積立金 13,927	積立金 2,170	繰入金 6,608	積立金 21,068
事業の執行が行われた場合のみ基金積立						
森林環境譲与税 譲与額	50,875	108,112	108,204	141,190	141,190	187,781

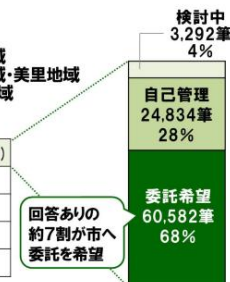
経営管理意向調査

▶ 経営管理意向調査の結果

実施面積累計 37,826ha (市内民有林の100% ※公有林を除く)
調査票発送数 27,695名 (127,260筆)
実施地域 令和元年度 芸濃地域
令和2年度 美杉地域
令和3年度 白山地域(南部)・一志地域
令和4年度 白山地域(北部)・久居地域・美里地域
令和5年度 津地域・河芸地域・安濃地域

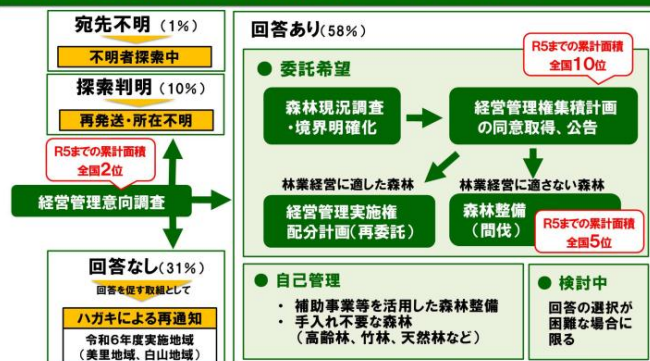
回答の状況(令和7年3月31日現在)

回答あり	16,151名 (58%)	88,708筆 (70%)
回答なし	8,581名 (31%)	
宛先不明(探索中)	316名 (1%)	
宛先判明(未発送)	216名 (1%)	
不明森林所有者	2,431名 (9%)	



森林経営管理事業の取組状況

令和7年3月31日現在



森林現況調査・境界明確化

▶ 森林現況調査・境界明確化の実施状況

令和元年度～令和6年度の実績

年度	対象者数	面積	場所
令和元年度	39名	81.83ha	芸濃地域
令和2年度	52名	100.51ha	芸濃地域
令和3年度	65名	100.58ha	芸濃地域
令和4年度	128名	151.18ha	芸濃地域 美杉地域
令和5年度	172名	231.16ha	芸濃地域、一志地域 白山地域、美杉地域
令和6年度	248名	401.24ha	久居地域、芸濃地域 美里地域、一志地域 白山地域、美杉地域
合計	704名	1,066.50ha	



森林経営管理制度の取組状況(津市ホームページより抜粋)



区分 ▶ 使途公表とPR

実施年度 ▶ 令和元年度～令和6年度

森林環境譲与税の使途公表とPR

■取組概要

度会町は、森林環境譲与税の使途公表についてホームページに掲載するとともに、森林整備や路網整備の実施状況の写真を掲載して、住民に対してわかりやすく紹介しています。

■課題と対策

- 森林環境譲与税の取組がインターネットでの使途公表だけでは住民に伝わりにくいため、事業の取組状況を写真によりホームページ上で住民にわかりやすく紹介しています。

■取組内容

- 森林環境税及び森林環境譲与税法第34条第3項によりホームページにおいて、各年度の森林環境譲与税の使途一覧を掲載しています。
- あわせて、主な取組として森林整備の伐採前と伐採後の状況、路網整備の状況等について写真を掲載して事業の内容と効果をわかりやすく紹介しています。



■工夫のポイント

- 度会町は、森林環境譲与税を活用して、境界明確化、協定締結、森林整備、路網整備等の取組を実施しています。特に森林整備について事業の実施手順や整備前、整備後の写真等を掲載することで事業の成果を分かりやすく紹介しています。

取組事例：森林整備

- 森林環境譲与税を活用して、いままで手入れが行われていない森林や、整備後10年以上が経過した森林の整備を実施しています。
- 森林整備が行われていない山林の背景として、森林境界が不明確・所有者の不在村化・整備する森林への路網がないことなどがあげられます。
- 順次、森林の境界明確化と意向調査を実施し、必要に応じて路網を整備し、森林整備を実施していきます。



森林境界説明会



森林内の調査

間伐



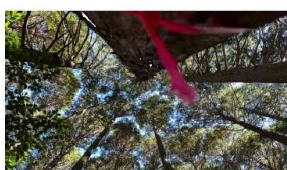
伐採前



伐採後



整備する森林へ向かうための路網の整備を実施。



伐採前



伐採後

度会町における取組事例
(度会町ホームページより抜粋)

区分 ▶ 使途公表とPR

実施年度 ▶ 令和6年度



森林環境譲与税の使途公表とPR



■取組概要

伊賀市は、森林環境譲与税の使途公表についてホームページに掲載するとともに、森林環境譲与税の全体像と取組について写真を掲載してわかりやすく紹介しています。

■課題と対策

・森林環境譲与税の取組がインターネットでの使途公表だけでは住民に伝わりにくいため、ホームページで、取組事例について事業ごとに写真や表をまじえてわかりやすく紹介しています。

■取組内容

・森林環境税及び森林環境譲与税法第34条第3項によりホームページにおいて、各年度の森林環境譲与税の使途一覧を公表しています。
・使途とあわせて森林環境譲与税の全体像と未整備協定林整備事業、伊賀市未来の山づくり協議会事業等主な取組について写真を掲載してわかりやすく紹介しています。

■工夫のポイント

- ・伊賀市は森林環境譲与税額の全体像として譲与税額と活用額、活用率、未執行額の活用方針をホームページに掲載しています。
 - ・各事業の取組について写真を掲載して住民にわかりやすく紹介しています。
- ① 未整備協定林整備事業
 - ② 伊賀市未来の山づくり協議会事業
 - ③ 伊賀産材ブランド化事業
 - ④ 緊急間伐・搬出間伐推進事業
 - ⑤ 森林作業道整備事業

三重県伊賀市における 森林環境譲与税の活用について



活用状態（全体像）

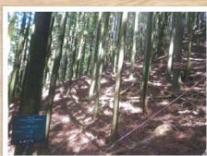
区 分	令和元年度～ 令和5年度	令和6年度	計	令和6年度末 時点の活用率	未執行額の 活用方針
活用額 (円)	231,664,713	83,158,367	314,823,080	83%	森林整備の促進 及び公共建築物 等への木材利用。 間伐や林業の 担い手の確保。
譲与額 (円)	283,356,000	97,912,000	381,268,000		

伊賀市では、令和元年度より森林環境譲与税を活用した事業を進め、森林の整備、地域材の利用促進及び官民が連携した山づくりに取り組んでいます。



未整備協定林整備事業

林業事業体、森林所有者、伊賀市との三者で施業協定を締結して、環境林としての適正な管理を目的とした間伐施業を実施しています。



間伐整備前



間伐整備後

伊賀市未来の山づくり協議会事業

当協議会は、行政・林業関係事業者・住民団体等が会員として参加し官民連携で構成されています。森林の【環境整備】・【木材利活用】・【魅力創造】・【人材育成】を目的として活動しており、伊賀の特色を活かした伊賀らしい山の魅力を感じることができる事業を実施しています。一部事例を紹介します。

魅力創造



オオイチョウダク栽培



きのこ菌打ち体験



木工教室

人材育成



安全伐倒講習会



伐採届・林地台帳研修会

山林所有者の高齢化が進み、山林精通者が減少していく中で、地域におけるこれからの大きな課題である山の管理の問題や、地域で活躍してもらえる担い手の育成についての支援策などを検討し、事業を進めています。

森林環境譲与税の全体像と取組状況（伊賀市ホームページより抜粋）

森林環境譲与税を活用した取組

尾鷲市

区分 ▶ 用途公表とPR

実施年度 ▶ 令和4年度

森林環境譲与税の用途公表とPR



■取組概要

尾鷲市は、森林環境譲与税の用途公表についてホームページに掲載するとともに、主な取組について、「工夫・留意した点」や写真、図を掲載してわかりやすく紹介しています。

■課題と対策

・森林環境譲与税の取組がインターネットでの用途公表だけでは住民に伝わりにくいため、主な取組について詳細なホームページを作成して住民にわかりやすく紹介しています。

■取組内容

・森林環境税及び森林環境譲与税法第34条第3項によりホームページにおいて、各年度の森林環境譲与税の用途一覧を公表しています。

・あわせて、意向調査事前業務委託等の主な取組について、「工夫・留意した点」や「取組の効果」などを写真や図等も掲載して詳しく紹介しています。

■工夫のポイント

・主な取組について、「工夫・留意した点」や「取組の効果」などを掲載して、わかりやすく紹介しています。

・「工夫・留意した点」を例示すると次のとおりです。

境界確認業務委託

・尾鷲市は意向調査を職員で実施しているため、意向調査の効率化に向け境界及び森林所有者の確認を実施

・また、境界を確認することで、次のステップの測量及び森林調査がスムーズに実施可能

間伐業務委託

・伐採木の転落防止のために、伐採木を玉切りして地面に接地

森林整備 三重県 尾鷲市（意向調査事前業務委託）

▶ 森林経営管理事業に係る意向調査に係る山林所有者探索において、森林の所在や今後の経営管理についての意向を調査する前段階として、試験的に三木里地区における2林分を対象とした地域森林計画図上の所有の調査を実施した。

事業内容

三木里地区境界確認業務委託
【事業費】4,180千円（うち譲与税4,180千円）
【実績】対象面積 115ha

取組の背景

・尾鷲市では意向調査業務を自ら実施していること。
・山林の地籍調査が全国平均を大きく下回っていること。
・小面積の山林所有者が多いこと。



（境界確認②）

工夫・留意した点

・調査地を林道単位にしることで、事業管理の簡素化を図る。
・林道、境界の整理、地元の有識者などからある程度の所有権及び所有者を国上に落とし込む事で、翌年度以降の意向調査に反映する。

取組の効果

・事前調査を実施することで、翌年度の意向調査事業の簡素化を図り、森林経営管理事業の推進を図ることが可能となった。
・意向調査以降の森林の明確化に際しても、予備調査がある事から、上記同様の効果があると考える。

基礎データ

①令和4年度調査額	36,589千円	②私有林人工林面積（※1）	9,703.59ha
③林分群（※1）	9.2%	④人口（※2）	180,025人
⑤林業従事者数（※3）	2.9人		

※1 「令和元年度 三重県森林経営計画」より。
※2 「令和5年5月現在」
※3 「令和3年度就業実態調査」

森林整備 三重県 尾鷲市（間伐業務委託）

▶ 令和5年度は、森林所有者など権利者全員の同意を得て作成した、市が間伐など経営管理を行うべきと判断した森林について、所在や状況、経営管理の方針等について定めたものである。経営管理事業計画の策定面積である24.5haの間伐を実施し、森林の健全化及び森林所有者の所有意識の向上に繋がる活動を実施した。

事業内容

森林経営管理事業 間伐業務委託 須賀利地区
【事業費】7,920千円（うち譲与税7,920千円）
【実績】対象面積 24.5ha



（間伐確認①）



（間伐確認②）



（間伐確認③）

工夫・留意した点

・本制度では、森林の所有界を明確にすることが困難なため、合意形成を得た山林を施業界と位置づけ、森林整備を実施した。
・伐採時には切り倒された木を玉切りすることで、伐採木を地面に設置し、伐採木の転落防止や土留めの効果に繋げた。
・長期間の未整備林の為、枯死木が多く占めることから、環境への負荷をかけるため、伐採木の転落防止の見地に工夫が必要となった。
・地域内で単一の統一性を図り、設計単価の定数化に繋げた。

取組の効果

・市内の未整備林を適正に管理することで、森林の健全化を図り、今後、尾鷲ヒノキとしての水準の木材に近づけることが出来た。

基礎データ

①令和5年度調査額	36,589千円	②私有林人工林面積（※1）	9,694.04ha
③林分群（※1）	9.2%	④人口（※2）	180,025人
⑤林業従事者数（※3）	2.9人		

※1 「令和5年度 三重県森林経営計画」より。
※2 「令和6年6月現在」

森林整備 三重県 尾鷲市（間伐業務委託）

▶ 尾鷲市は、急峻な山地であり、やせ地である不利な条件を逆手にとり高品質な「尾鷲ヒノキ」を生産するとともに、生物多様性にも配慮した森林管理が認められ「日本農業遺産」にも登録されている。しかしながら、この地域においても放置林が増加しており、森林環境譲与税の財源と森林経営管理制度を活用し公益的機能の保全に努め災害から地域を守るとともに、「尾鷲ヒノキ林業」の伝統を後世に引き継ぐため、森林整備を推進する方針である。

▶ 令和4年度では集積計画策定面積である13.92haの間伐を実施し、森林の健全化及び森林所有者の所有意識の向上に繋がる活動を実施した。

事業内容

森林経営管理事業 間伐業務委託 須賀利地区
【事業費】5,500千円（うち譲与税5,500千円）
【実績】対象面積 13.92ha



（間伐確認①）

（間伐確認②）



（間伐確認③）

工夫・留意した点

・本制度では、森林の所有界を明確にすることが困難なため、合意形成を得た山林を施業界と位置づけ、森林整備を実施した。
・伐採時には切り倒された木を玉切りすることで、伐採木を地面に設置し、伐採木の転落防止や土留めの効果に繋げた。
・長期間の未整備林の為、枯死木が多く占めることから、環境への負荷をかけるため、伐採木の転落防止の見地に工夫が必要となった。

取組の効果

・市内の未整備林を適正に管理することで、森林の健全化を図り、今後、尾鷲ヒノキとしての水準の木材に近づけることが出来た。

基礎データ

①令和4年度調査額	36,589千円	②私有林人工林面積（※1）	9,703.59ha
③林分群（※1）	9.2%	④人口（※2）	180,025人
⑤林業従事者数（※3）	2.9人		

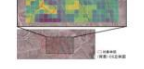
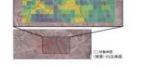
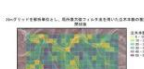
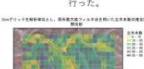
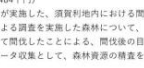
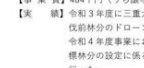
※1 「令和元年度 三重県森林経営計画」より。
※2 「令和5年5月現在」
※3 「令和3年度就業実態調査」

森林整備 三重県 尾鷲市（森林資源情報収集整備調査）

▶ 林業のICT化を図る上で、ドローンを活用した森林資源の可視化を行うため、三重大学と連携し、令和4年度に間伐を行った箇所を対象にドローンで測量し、間伐前と間伐後の森林資源情報を比較することで、より精度の高い資源情報を得て森林の高精度なモニタリングの安価な実現化を目指す。

事業内容

令和5年度 森林経営管理事業 須賀利地区森林資源情報収集整備調査業務委託
【事業費】484千円（うち譲与税484千円）
【実績】令和3年度に三重大学が実施した、須賀利地区内における間伐後のドローンによる調査を実施した森林について、令和4年度事業において間伐したことによる、間伐後の目標林分の設定に依るデータ収集として、森林資源の調査を行った。



（令和5年度 森林経営管理事業 須賀利地区森林資源情報収集整備調査業務委託）

事業スキーム

令和5年度 森林経営管理事業 須賀利地区森林資源情報収集整備調査業務委託
尾鷲市 委託 三重大学 調査 森林資源の調査

工夫・留意した点

ドローン（UAV）による森林資源の可視化を行った箇所を、間伐を行った箇所にする事で、間伐前、後で林分の状況を対比することができるようになった。

基礎データ

①令和5年度調査額	36,589千円	②私有林人工林面積（※1）	9,694.04ha
③林分群（※1）	9.2%	④人口（※2）	180,025人
⑤林業従事者数（※3）	2.9人		

※1 「令和5年度 三重県森林経営計画」より。
※2 「令和6年6月現在」

森林環境譲与税における主な取組状況（尾鷲市ホームページより抜粋）

Ⅲ 参考

- 1 森林経営管理法の一部改正について
- 2 三重県の市町支援の取組
- 3 三重県の森林環境譲与税を活用した取組
- 4 森林環境譲与税とみえ森と緑の県民税について
- 5 森林経営管理制度及び森林環境譲与税の課題に応じた市町の取組一覧（索引）

Ⅲ 参考

1 森林経営管理法の一部改正について

森林経営管理法の改正の概要（令和7年5月30日公布、令和8年4月1日施行予定）

- 市町村の事務負担の軽減を図るため、市町村の事務を支援する法人の指定制度の創設、経営管理権の設定における手続要件等を緩和
- 現行の仕組みに加え、地域の関係者が森林の経営管理の将来像を共有し、経営管理の集約化を通じた森林資源の循環利用を進める新たな仕組みを創設

■森林経営管理制度のハードル

- ・市町村の担当職員が足りない
- ・所有者や境界が不明な森林が多い
- ・集積計画作成時の全員同意が大変
- ・所有者不明森林等の特例の公告期間が長い
- ・市町村が伐採を行うのに、伐採造林届出が必要
- ・小規模分散で集積・集約化につながらない
- ・森林所有者からの回答・同意がとりにくい
- ・配分計画作成時に企画提案を希望する者が1者でも企画提案が必要
- ・森林整備を担う林業経営体がない

■改正の2つの柱

市町村の事務負担の軽減

- ・経営管理権の設定における手続要件等の緩和
- ・市町村の事務を支援する法人の指定制度の創設 等

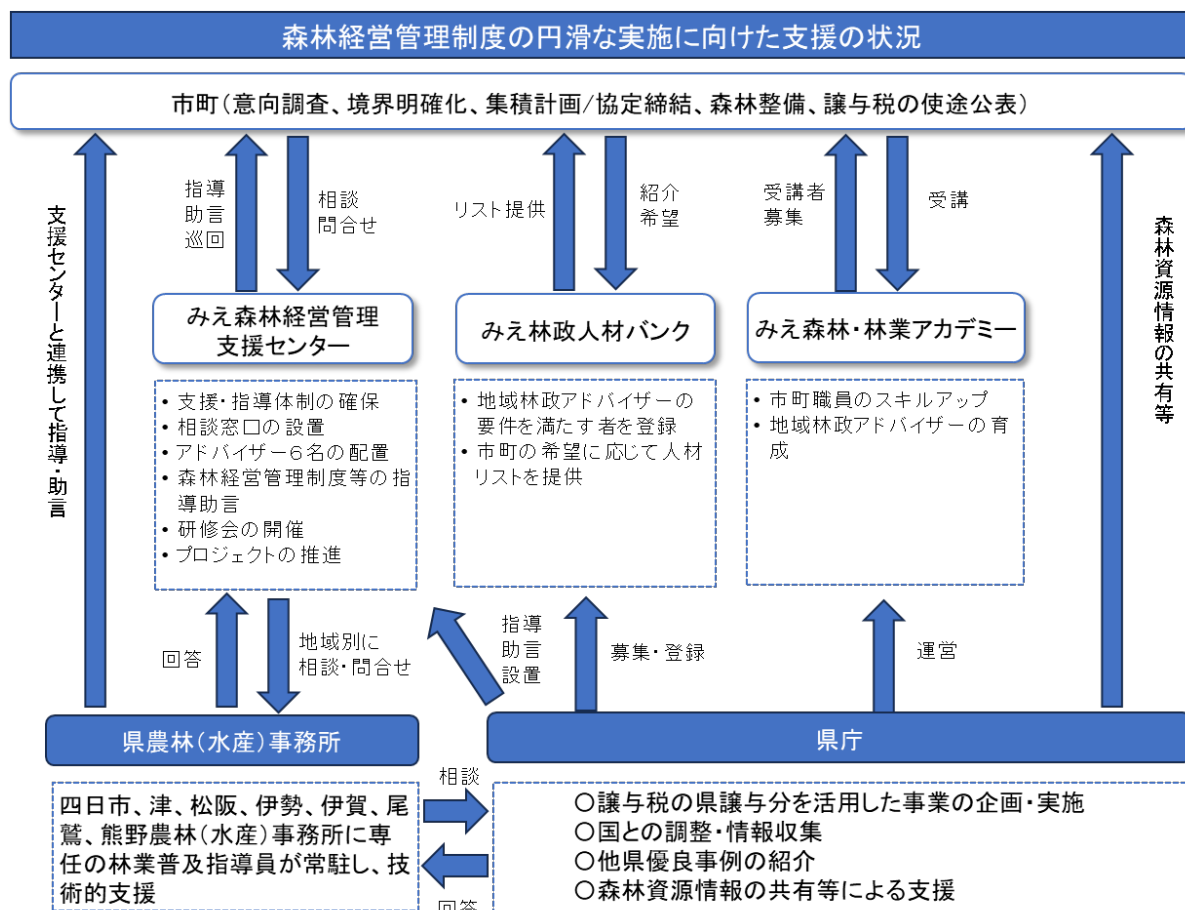
集積・集約化を進めるための新たな仕組みの創設

- ・関係者で話し合い、集約化の絵姿となる集約化構想を作成



出典：林野庁「森林経営管理法等の一部改正について」

2 三重県の市町支援の取組



(1) みえ森林経営管理支援センター(支援センター)による支援

森林環境譲与税を活用して行う条件不利地の間伐等森林整備や、森林経営管理法に基づく森林経営管理制度等を実施する市町を支援できる体制を確保するため、みえ森林経営管理支援センターを設置しています。

① 支援センターの設置・運営

区分	内容
技術者の配置	市町への技術的な指導や相談対応を行う職員を配置 ・ 森林経営管理支援技術者(アドバイザー) 6名を配置 ・ うち5名は四日市、津、松阪 伊勢、尾鷲の各県農林(水産)事務所森林・林業室に駐在
相談窓口の設置	市町からの電話等による問合せに対応できるよう相談窓口を設置

② 支援業務

区分	内容
森林経営管理制度等の指導助言	・ 市町が行う森林経営管理制度に関する業務への指導助言 ・ 市町が行う森林環境譲与税を活用した森林整備等に関する業務への指導助言
研修会の開催	市町の新任者を対象とした研修会のほか、市町における森林経営管理制度等の促進に資する研修会を3回開催
プロジェクトの推進	市町における森林経営管理制度や森林環境譲与税等の個別的な課題について、専門家、県職員、市町職員を構成員とするチームを結成して解決方法を検討

(2) みえ林政人材バンクによる支援

- ・ みえ森林・林業アカデミーの地域林政アドバイザー講座修了者及び森林・林業関係の資格を有する行政職員や森林組合のOB等を県が募集し、人材リストに登録(令和6年度末時点において登録者30名)
- ・ 技術者が不足している市町に対して、希望に応じて人材リストを提供(令和6年度末時点において市町等への人材リスト提供17件)

(3) みえ森林・林業アカデミーによる支援

- ・ 市町職員講座、地域林政アドバイザー講座を実施し、地域の林業施策を担う人材を育成

(4) 森林資源情報の共有等による支援

- ・ 整備が必要な森林等を効率的に把握するため、航空レーザ測量を実施するとともに、森林クラウド等を通じて、詳細な森林資源情報を市町や林業事業体等と共有
- ・ 航空レーザ測量の解析データを森林所有者の意向調査や森林境界明確化など、市町が森林経営管理制度を運用するうえで、効果的に活用できるよう技術的な助言等を実施

3 三重県の森林環境譲与税を活用した取組

市町村支援

みえ森林経営管理支援センターによる市町支援

事業概要

- ・ みえ森林経営管理支援センターを設置し、市町へ指導・助言ができるアドバイザー(6名)を配置
- ・ 巡回相談等を実施するとともに、市町担当者会議・研修会を開催
- ・ 意向調査や森林整備にかかる発注設計書の作成支援を実施
- ・ 市町ごとの課題解決に向け、専門家を派遣

R6年度事業費	25,000千円(全額譲与税)
R6年度実績	・ 全29市町に巡回指導を実施 ・ 市町向け研修会を3回開催(参加者数:20市町 89人)



研修会(現地見学)



専門家の派遣

人材育成・確保

みえ森林・林業アカデミーによる人材育成

事業概要

- ・ 主に既就業者を対象とした3つの基本コース(ディレクター、マネージャー、プレイヤー)を運営
- ・ 今後の適正な森林管理の推進に重要な役割を果たす市町職員向け講座を開催
- ・ 専門的、実践的な知識、技術向上を行う選択講座を開催

R6年度事業費	38,781千円(うち譲与税38,211千円)
R6年度実績	・ ディレクター育成コース(1年次10名、2年次7名) ・ マネージャー育成コース(7名) ・ プレイヤー育成コース(8名) ・ 選択講座(12講座)(延べ154名) ・ 市町職員講座(12名) など



森林管理・調査講座
(プレイヤー育成コース)



マーケティング講座
(ディレクター、マネージャー育成コース合同講座)

事業概要

- ・林業への新規就業者を確保するため、就業相談会や就業支援研修、林業現場でのインターンシップ、高校生向けの職場体験研修などを実施

R6年度事業費	9,320千円(うち譲与税9,009千円)	
R6年度実績	・高校生林業就業相談会(2回) ・林業体験ツアー(2回) ・就職相談会出展(6回) ・高校生向けの職場体験研修(4校)	・インターンシップ(14回) ・林業就業支援研修(4回) ・三重県林業就業セミナー(1回)



首都圏における就業相談会



林業体験ツアー

三重県における森林環境譲与税の活用状況

(単位:千円)

区分	R元年度～ R5年度	R6年度	計	R6年度末 時点の活用率	基金残額	基金の活用方針
活用額	573,365	102,322	675,687	82%	147,576	森林環境譲与税を活用した森林整備の促進に向けた市町支援のほか、林業人材の確保・育成、県産材利用の推進、みえ森林・林業アカデミー棟整備費の償還など
譲与額	667,759	155,504	823,263			

※譲与額には、基金運用益は含んでいません。

4 森林環境譲与税とみえ森と緑の県民税について

県では、「三重県における森林環境譲与税活用についての基本的な考え方」を定めて市町と共有し、「森林環境譲与税」と「みえ森と緑の県民税」の使途を区分して、両税を有効に活用した森林づくりを進めることとしています。

＜参考＞森林環境譲与税（仮称）の使途事例（みえ森と緑の県民税との対比）

区分		森林環境譲与税（仮称）	みえ森と緑の県民税
林業経営に適さない森林の整備	人工林（天然林）	□市町による林業経営に適さない公的な森林整備（経営管理権を設定して行う「市町村森林経営管理事業」）	—
		□市町が経営管理権を設定した森林以外で、市町と森林所有者等の間で長期にわたる森林の経営管理に関する協定が締結されている（見込みを含む）など、市町に管理が委託されたとみなすことができる森林において行う間伐等の整備（右記以外） ※天然林、公有林、財産区有林についても、市町の判断で実施可能	◆市町が経営管理権を設定した森林以外で行う「災害に強い森林づくり」を目的とする森林整備 ・災害緩衝林整備事業及び同事業を実施した小流域等における防災機能強化を図る森林整備
		□経営管理の意向に関する調査	—
		□経営管理権集積計画の作成に必要な森林境界明確化	—
	里山・竹林の整備	□管理放棄等により、森林機能の低下等の恐れのある里山・竹林等について、整備・保全を行う者がいないなど、市町による公的な関与が必要な場合に行う除伐等の整備	□所有者や自治会、NPOなどが、整備計画等を作成し、継続して管理を行う場合の里山・竹林の整備
	危険木の除去	—	□集落周辺の森林の整備 ・人家裏や通学路沿いで倒木になる恐れのある危険木の除去等
人材育成・担い手の確保		■林業・木材産業に携わる人材の育成等、「森林整備を担う人づくり」 ・「みえ森林・林業アカデミー」における林業人材の育成 ・市町職員や地域林政アドバイザー等を対象とした講座の開設等	◆森づくり活動を行うボランティアなど、身近な場所で活躍する「森を育む人づくり」 ・森林環境教育・木育指導者の養成や、NPOやボランティアを対象とした、森づくりに関する研修会の開催等
普及啓発（意識の醸成）		□右記（森林環境教育・木育等）に該当しない単発のイベント等	◆森林環境教育・木育の実施や、森林にふれあうことのできる環境の整備など、「森と人をつなぐ学びの場づくり」 ※木育や森林環境教育を実施するために行う施設整備等を含む（詳細は下記）
木材利用の促進		□地域材を利用した、公共建築物等の木造・木質化（右記以外） ・公共建築物等（市町庁舎、体育館、病院、複合型施設等）の木造での整備 ・上記公共建築物等の内装の木質化や木製備品の整備等	・「木育」を実施する施設の整備【普及啓発】（木造幼稚園や保育園の建設、幼稚園や保育園、子育て支援施設等における木製玩具・遊具の設置等） ・「森林環境教育・木育」の理解を進めるための施設の整備【普及啓発】（継続的に行っている小中学校や生涯学習施設、図書館等における木製備品の整備等） ・森林とふれあい、体感できる学びの場の整備【普及啓発】（森林公園などにおける木造休憩施設等の整備や、公営キャンプ場における木造施設の整備等）
市町の体制の強化		□市町が担う業務の遂行等のための人材の確保や体制の整備 ・専門員（地域林政アドバイザー等）の雇用 ・技術者が在籍する法人等への業務委託 ・新たな組織（公社等）の設立	—

■：県が実施、◆：県と市町が役割を分担して実施、□：市町が実施

5 森林経営管理制度及び森林環境譲与税の課題に応じた市町の取組一覧(索引)

区分	課題	対策	取組事例	ページ
実施体制面	市町職員が不足している 専門知識が不足している	会計年度任用職員の雇用	会計年度任用職員の雇用－地域林政アドバイザーの活用－(津市)	P9
		契約(準委任契約)	地域林政アドバイザーとの準委任契約(鈴鹿市)	P8
	住民等の参画が少ない	協議会方式による取組の推進	伊賀市未来の山づくり協議会(伊賀市)	P10
	市町と林業事業者のコミュニケーションが不足している	市町と林業事業者との連絡	森林経営管理制度の連絡調整会議(亀山市)	P11
技術面	意向調査の取組が遅れている	効率的な意向調査	意向調査の推進－概ね5年間で完了－(津市)	P12
			意向調査における森林経営管理制度のチラシとQ&A(津市)	P13
	境界明確化の取組が遅れている	効率的な境界明確化	境界明確化業務の効率化(津市)	P15
			「GNSS対応測量ポール」を利用した測量作業の効率化(度会町)	P18
			伊賀市森林境界明確化事業補助金－地域からの境界明確化－(伊賀市)	P19
		航空レーザ測量データを活用した境界明確化	いなべ市における境界明確化(いなべ市)	P14
			航空レーザ測量データを活用した地番素図の作成(松阪市)	P16
			航空レーザ測量データを活用した地番素図の作成(度会町)	P17
	配分計画がほとんど作成されていない	配分計画の作成	経営管理実施権配分計画の作成(津市)	P20
	森林整備の取組が遅れている	早期、効率的な森林整備	森林経営管理制度と三者協定による森林整備(松阪市)	P21
			J-クレジット制度－未来につなぐ森林管理プロジェクト－(松阪市)	P22

区分	課題	対策	取組事例	ページ
技術面	市町独自の譲与税を活用した事業の創設が少ない	補完的な森林整備	津市小規模森林整備促進事業(津市)	P27
		森林整備関連	大紀町林業機能強化対策事業(大紀町)	P28
			伊賀市森林作業道整備事業補助金(伊賀市)	P29
		人材育成・担い手確保	大紀町緑の担い手事業(大紀町)	P30
			林業担い手確保等支援事業補助金ー林業のインターンシップ(就業体験)ー(紀北町)	P31
		木材利用の促進	木造住宅建築促進事業補助金(松阪市)	P32
			多気町間伐材利用推進事業ー木質バイオマス有効活用対策ー(多気町)	P33
			伊賀市テナント・店舗等木質化モデル創出事業補助金(伊賀市)	P34
			原木取扱機能向上事業補助金ーグラップルクレーンの補助ー(熊野市)	P35
		普及啓発	新宮紀宝道路開通記念イベントー熊野材(地域材)の普及ー(紀宝町)	P36
		森林環境譲与税の使途公表とPR	森林環境譲与税の使途公表とPR(四日市市)	P37
			森林環境譲与税の使途公表とPR(津市)	P38
			森林環境譲与税の使途公表とPR(度会町)	P39
			森林環境譲与税の使途公表とPR(伊賀市)	P40
			森林環境譲与税の使途公表とPR(尾鷲市)	P41
計画面	・森林経営管理制度の計画的な取組が遅れている ・譲与税の計画的な活用が遅れている	森林経営管理制度の基本方針の作成と見直し	菰野町森林経営管理制度基本方針の作成(菰野町)	P23
			森林経営管理制度推進計画(15年間計画)の作成(松阪市)	P24
			度会町森林経営管理制度基本方針の作成(度会町)	P25
			森林経営管理制度基本方針(中間案)の作成(御浜町、紀宝町)	P26

森林経営管理制度・森林環境譲与税
市町の取組事例集 2025

発行年月 2026年2月

【編集・お問合せ先】

みえ森林経営管理支援センター
(一般社団法人 三重県森林協会内)
TEL:059-228-0924 mail:mifa@ztlv.ne.jp

【発行】

三重県 農林水産部 森林・林業経営課